

外国人漁業技能実習の手引き

平成 26 年 4 月

一般社団法人 大日本水産会

まえがき

外国人研修生の受入れについては、平成元年の「出入国管理及び難民認定法」の一部改正によりその在留資格が明確にされ、平成 5 年には、研修により技術等を修得した後、研修を受けた同一の企業等において雇用契約の下で技能実習生が「就労」しながら、さらに実践的・実務的な技術・技能等を修得するための制度として、外国人技能実習制度が創設されました。

漁船漁業職種にあつては、洋上で行う実習であるという特殊性に鑑み、当初はパイロットケースと位置づけられ、導入のための試行制度として実施されていましたが、平成 21 年 7 月の法改正により、試行制度から本制度として扱われるようになりました。

現在、漁船漁業分野においては、かつお一本釣り漁業、まぐろはえ縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、底曳網漁業、流し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業の各分野で毎年数百人が入国し技能実習を受けており、その累計受入れ者数は、約 5,500 名を超えています。

なお、平成 21 年 7 月の法改正により制度の仕組みも大きく変わり、技能実習生は労働関係法令の適用を受けることから、関係者が一体となり、認識を共有して、適正な監理・運営に取り組む必要があります。

この手引きは、漁船漁業分野において外国人技能実習生を新たに受入れる際の参考資料としてご利用頂くことを目的に作成された冊子です。この手引きに加え、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が発行している冊子等を広く活用し、漁船漁業分野における円滑な外国人技能実習生の受入れと、技能実習制度の適切な運用が図られることを期待します。

平成 26 年 4 月

一般社団法人大日本水産会

外国人漁業技能実習の手引き
制度概要編目次

まえがき	1
I 漁業技能実習制度	6
1. 技能実習制度について	6
(1) 概要	6
(2) 技能実習生の条件	7
(3) 技能実習生の監理団体・実習実施機関	8
(4) 送出し機関	12
(5) 漁業協同組合員が行う漁船漁業技能実習の要件	12
(6) 講習と技能修得活動	13
II 技能実習生の受入れ準備	15
1. 受入れに際して考慮すること	15
(1) 実習事業と予算計画	15
(2) 雇用契約、賃金及び講習手当の支給	16
(3) 受入れ準備とオリエンテーションの実施	16
2. 受入れに関するチェックポイント	18
(1) 技能実習スタッフの選任・確保	18
(2) 送出し機関との協議	18
(3) 実習実施機関の選定と登録	19
(4) 船員職業及び職業のあっせん、雇用契約の締結	19
III 技能実習生受入れ手続き	20
1. 船員職業紹介事業・職業紹介事業の実施	20
(1) 船員職業紹介・職業紹介について	20
(2) 船員職業紹介・職業紹介に要する費用	20
(3) 必要な事業の実施	20
(4) 船員職業紹介・職業紹介を行う場合の事前準備	20
(5) 船員職業紹介事業を実施する場合	21
(6) 職業紹介事業を実施する場合	21
2. 在留資格認定証明書の交付申請手続き	21
(1) 在留資格認定証明書交付申請を行うことができる者	23
(2) 在留資格認定証明書交付申請を取り扱う機関	23
(3) 提示書類	23

(4) 提出書類	23
(5) JITCO の点検と取次申請	23
3. 送出し機関との協定書の締結	24
4. 実施要領の作成	24
IV 入国後の手続き	25
1. 入国時	25
2. 入国後から講習開始前まで	25
(1) 健康診断の受診	25
(2) 在留カード	25
3. 講習	26
(1) 講習のための準備	26
(2) 講習	26
4. 乗船時までに行うこと	27
(1) 雇用契約の締結	27
(2) 地方運輸局に対する雇入れの公認、船員手帳の発給手続き	27
(3) 労働組合への加入手続き	27
V 漁船漁業技能実習	28
1. 漁船漁業技能実習の構成	28
2. 技能実習計画	28
(1) 技能実習計画書作成の目的	28
(2) 技能実習計画作成上の注意事項	28
(3) 技能実習計画の構築	29
(4) 技能実習カリキュラム	29
3. 技能実習指導員体制	29
(1) 技能実習指導員の役割	29
(2) 生活指導員の役割	30
4. 実習内容のチェック	30
(1) 技能実習実施機関に対する監査	30
(2) 巡回指導	30
(3) 技能実習指導員が行う報告	30
(4) 技能実習生が行う報告	31
(5) 監理団体から地方入国管理局への報告	31
5. 技能実習生の安全の確保	31
(1) けが・病気への対応	31
(2) 実習中の事故	31

(3) 実習継続不可能時の対応	31
6. 技能実習の放棄	32
7. 帰国	32
VI 技能実習における出入国管理	33
1. 技能実習生として来日するための手続き	33
(1) 在留資格認定証明書交付申請	33
(2) 送出し機関への書類送付	33
(3) 査証発給申請	33
(4) 来日	33
(5) 上陸許可	33
2. 在留期間の更新手続き	33
3. 出国の手続き	34
4. 入管法違反	34
(1) 不法滞在	34
(2) 不法就労	34
5. 失踪	34
VII 漁船漁業技能評価試験	35
1. 漁船漁業技能評価試験について	35
(1) 評価試験の目的	35
(2) 試験の内容	35
2. 評価試験の手続き	35
(1) 初級試験を受験する際の注意	35
(2) 初級試験及び技能実習2号への移行の実際	37
(3) 中級試験及び専門級試験の受験の実際	38
(4) 漁業技能実習制度協議会に提出する書類について	38
(5) その他	41
VIII 技能実習に関する法律	42
1. 各法律の紹介	42
(1) 出入国管理及び難民認定法	42
(2) 所得税法	42
(3) 地方税法	42
(4) 健康保険法	42
(5) 厚生年金保険法	42
(6) 労働基準法	42

(7) 労働安全衛生法	42
(8) 船員法	42
(9) 船員保険法	43
(10) 最低賃金法	43
(11) 職業安定法	43
(12) 船員職業安定法	43
(13) 漁業法	43
(14) 水産業協同組合法	43
2. 船員法における船員手帳交付申請手続き	43
(1) 交付申請	43
(2) 申請書類	44
(3) 雇入契約の届出	44
(4) 就業規則の届出	44
IX 技能実習制度の関係機関	45
1. 国際研修協力機構 (JITCO)	45
(1) JITCO の役割	45
(2) JITCO の業務	45
2. 行政機関	46
3. 監督官庁	46
4. 漁業技能実習制度協議会	47
(1) 漁業技能実習制度協議会について	47
(2) 中央漁業団体の果たすべき役割	48
参考資料 1 技能実習事業に関する協定書の標準例	49
参考資料 2 技能実習事業に関する協定書附属覚書の標準例	54
参考資料 3 漁船漁業技能実習生受入れ事業実施要領	56
参考資料 4 労働協約書モデル例	58
参考資料 5 漁業技能実習制度協議会 会則	63

出典：厚生労働省パンフレット 「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」
国際研修協力機構発行 「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び
監理費等に関するガイドライン」

I. 技能実習制度

1 技能実習制度について

(1) 概要

研修制度は昭和 30 年代後半から実施されてきました。当初は、海外進出企業の現地法人・合弁企業からの受入のみでしたが、平成 2 年に開発途上国の人材育成に貢献することを目指して団体監理型の研修が認められました。さらに、平成 5 年に研修生と受入れ企業との間の雇用契約の下に、より実践的な技能を修得させることを目的とした技能実習制度が創設され、研修・技能実習制度として受入れが行われてきました。その後、平成 21 年 7 月の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が改正（平成 22 年 7 月 1 日より施行）され、実務研修を含む研修が雇用契約に基づく労働法規の適用を受ける技能実習となりました。

漁船に乗船して行う研修は 1 年間を限度として、平成 4 年よりかつお一本釣り漁業で受入れが開始されました。その後、平成 7 年から平成 8 年にかけてかつお一本釣り漁業、まぐろはえ縄漁業及びいか釣り漁業の 3 作業が、平成 11 年にはまき網漁業、底曳網漁業及び流し網漁業の 3 作業が、平成 17 年には定置網漁業、さらに平成 21 年にはかに・えびかご漁業が技能実習移行対象作業となり現在 8 作業が認定されています。

本制度の目的は、我が国で開発され培われた技能、技術、知識等（以下「技能等」という。）を修得し習熟することで、その技能等の海外移転を図り開発途上国の経済、社会の発展に寄与することを目的としたいわゆる人材育成・国際貢献であり、外国人労働者の受入を目的としたものではありません。

漁船漁業についても、我が国で培われた漁労技術を開発途上国等に移転することを目的としたものであることを理解し、人材育成・国際貢献を目的として受入れるという姿勢が必要です。

技能実習制度は、在留資格「技能実習 1 号イ・ロ」と「技能実習 2 号イ・ロ」で構成されています。

イは、海外にある事業所等の社員を受入れて行う活動

ロは、商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動

と規定されており、漁船漁業については監理団体である漁業協同組合等を通じて受入れ組合員が実習実施機関となるもので、ロに該当します。

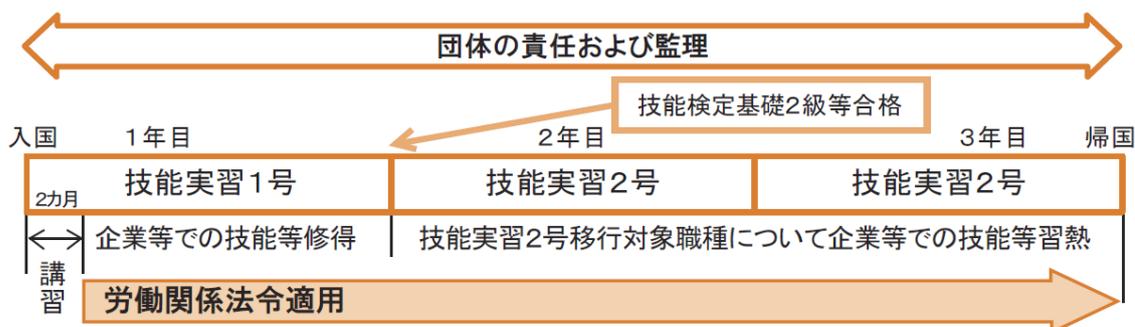
「技能実習 1 号」は講習による知識修得活動及び雇用契約に基づく技能等の修得活動であり、「技能実習 2 号」は「技能実習 1 号」の活動に従事し技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動となります。

期間は、「技能実習 1 号」は 1 年以内、「技能実習 2 号」は 2 年以内で併せて 3 年以内と定められています。「技能実習 1 号」が修了した後「技能実習 2 号」に移行する場合は、技

技能検定基礎 2 級又はそれに準ずる検定試験に合格していることが要件となっており、漁船漁業の場合は大日本水産会が実施する「漁船漁業技能評価試験（初級）」に合格することが要件となっています。

従来の研修は雇用契約に基づかず労働法規の適用を受けない活動でしたが、「技能実習 1 号」は雇用契約により就労する資格となりましたので講習終了後は健康保険関係、社会保険関係、労働関係及び船員関係の各法規の適用を受けることになります。

漁業協同組合が監理団体となり 技能実習生を受け入れる場合の概要図



(2) 技能実習生の条件

技能実習生として入国するためには以下の要件を満たしていることが必要になります。これらは法務省令（上陸基準省令）で定められています。

ア 技能等の水準要件

修得しようとする技能等が、同一作業の反復のみによって修得できるものではないこと、いわゆる単純作業ではないこと。これは技能実習生という名目で単純労働者を受入れることを防ぐための要件であり、作業の内容により判断されることになります。

イ 年齢及び帰国後活用要件

18 歳以上で、帰国後修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。技能等の移転という技能実習制度の目的からみて帰国後修得した技能等を活用することが求められています。監理団体は帰国後の活動状況をフォローアップし適正な技能実習制度の運用に資する必要があります。

ウ 現地修得困難要件

本国で修得することが困難な技能等を修得すること。優れた我が国の技能等を修得し移転するという制度の目的からみても、現地の技能等が我が国と同等のレベルの技能等については認められないことになります。

エ 業務経験要件

技能実習を受ける業務と同種の業務に従事した経験を有する、又は、技能実習を受けることを必要とする特別な事情があること。本国において我が国で技能実習を受ける技能等と同種の業務に従事していることが必要です。現在の取扱では 1 年程度の業

務経歴が必要とされています。

オ 技能実習生推薦要件

送出し国又は地方公共団体、もしくはこれに準ずる機関の推薦を受けて技能等を修得するものであること。

カ 保証金・違約金等に関する要件

技能実習生本人と保証金等の金銭財産の管理、違約金等の不当な金銭等の移転の契約がなされていないこと。違約金等を定める契約がなされていないこと。金銭的な管理がなされることで不当な労働力の提供を求められ、又、自由を束縛されることを防ぐことを目的に定められたものです。

(3) 技能実習の監理団体・実習実施機関

団体監理型の技能実習は監理団体の責任及び監理の下で行われます。監理団体は技能実習生の技能修得活動の監理を行う営利を目的としない団体で、監理団体の要件を定める省令の要件を満たしている必要があります。

ア 監理団体該当要件

商工会議所・商工会（実習実施機関が会員であること。）

中小企業団体（実習実施機関が組合員であること。）

職業訓練法人

農業協同組合（実習実施機関が組合員であること。）

漁業協同組合（実習実施機関となる船主が組合員で漁業を営む者であること。）

公益社団法人・公益財団法人

法務大臣が告示で定める監理団体

平成 21 年 7 月の入管法改正により、新たに漁業協同組合が監理団体として認められたことで、漁業協同組合を監理団体とし、組合員を実習実施機関とする漁船漁業技能実習が可能になりました。

イ 職業紹介の許可又は届出の必要性

技能実習生は実習実施機関との間に雇用契約を結んで入国して技能実習を行うことになり、監理団体（漁協。以下同じ）と送出し機関が提携して行う技能実習生の受入れは、監理団体が実習実施機関に技能実習生を紹介する行為にあたるため、監理団体は職業紹介事業の許可又は届出が必要となります。

船員法の適用を受ける漁船に乗船する技能実習生の受入れには、船員職業安定法に基づく無料船員職業紹介事業の許可を国土交通大臣から受ける必要があります。

また、船員法の適用を受けない漁船に乗船する技能実習生の受入れには、職業安定法に基づく特別の法人の無料職業紹介事業の届出を厚生労働大臣に行う必要があります。有料職業紹介事業の許可を厚生労働大臣から受けて行うこともできますが、実費以外の金銭を受け取ることは禁止されています。これは、監理団体が営利を目的としないこととされているためです。

ウ 公的援助の要件

監理団体は、国・地方公共団体又は独立行政法人から、資金その他の援助・指導を受けて運営されること。補助金等の財政援助、公的施設の無料提供又は使用料の減額、講師派遣（交通安全、防火防災指導、健康管理指導等）が該当します。

エ 定期監査等の要件

監理団体の技能実習の責任者である役員（監理団体の役員。以下同じ）が3ヶ月に少なくとも1回以上監査を行うほか、不正行為を知ったときは直ちに監査を行い、管轄する地方入国管理局に報告すること。監査を担当する監理団体の役員が、実習実施機関の経営者・職員の場合は、監理団体の他の役員が行うこと。

オ 相談体制

監理団体には技能実習生からの相談に対応する措置が講じられていること。技能実習生の母国語が理解できる相談員を配置することが望まれます。

カ 技能実習が継続できなくなった場合の対応要件

技能実習が継続できなくなった場合、監理団体が新たな実習実施機関の確保に努めること。

キ 監理費用の明確化要件

監理費用を徴収する場合は費用の負担機関に金額及び用途を明示すること。技能実習生に直接・間接に費用負担させることは認められません。

ク 技能実習計画作成者要件

「技能実習1号」に係る技能実習計画は、監理団体の役員又は職員で技能実習生が取得しようとする技能等について一定の経験又は知識を有し、当該計画を適正に策定する能力のある者が策定すること。監理下の実習実施機関の経営者又は職員は除かれます。「技能実習2号」に係る技能実習計画についても同様です。

ケ 訪問指導の要件

監理団体の役員又は職員（監理下にある実習実施機関の経営者又は職員を除く。）が、「技能実習1号」の活動期間中は1ヶ月につき少なくとも1回以上、実習実施機関で実施状況を確認し、適正な実施について指導するとともに、当該指導にかかる文書を作成し、事業所に備え付け、技能実習の修了日から1年以上保管すること。

コ 講習（座学）の実施要件

監理団体は、技能実習生の入国直後から講習を座学により実施すること。講習は監理団体の責任において実施されるもので技能修得活動（技能実習）の前に行われなければならない。講習中の手当については実習実施機関から技能実習生に支払われるものではなく監理団体から支払われるものとなります。

講習すべき科目は下記の通りです。

- ①日本語
- ②日本での生活一般に関する事項
- ③入管法、労働基準法、不正行為の対応方法、その他技能実習生の法的保護に必要

な情報

④円滑な技能等の修得に資する知識

法的保護に必要な情報については、監理団体又は実習実施機関に所属しない専門的な知識を有する者が講義を行うこと。

講習の総時間は、「技能実習1号」での実習実施予定時間（講習時間＋技能実習時間）全体の6分の1以上（技能実習生が入国前6ヶ月以内に、監理団体が本邦外で実施する講習、又は外国の公的機関や教育機関が実施する外部講習で、1ヶ月以上の期間かつ160時間以上の課程を有する講習を受けた場合は、12分の1以上）。なお、本邦外の講習を実施する場合は講習を終了していることが在留資格認定証明書発給の要件になります。

サ 技能実習生帰国等の報告要件

技能実習生が活動を終了して帰国した場合、又は活動継続が不可能となる事由が生じた場合、その事実と対応策を地方入国管理局に報告すること。

シ 講習実施施設の要件

監理団体は、講習を実施する施設を確保すること。実習実施機関の施設を使用する場合であっても監理団体が責任を持って講習を実施する必要があります。

ス 帰国旅費確保の要件

技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。帰国旅費を実習実施機関が負担する場合であっても、監理団体は実習実施機関から預かり確保しておく必要があります。

セ 講習日誌の要件

監理団体は講習の実施状況に係る日誌を毎日記載し事務所に備え付け、技能実習終了後1年以上保存すること。

ソ 監理団体の営利目的のあつせんに関する要件

監理団体は技能実習に係るあつせんにより収益を得ないこと。

以上が、監理団体に求められる要件ですが、このほか監理団体、実習実施機関双方に係る要件は次の通りです。

ア 技能実習に関する違約金等の要件

送出し機関、監理団体、実習実施機関及びあつせん機関は、技能実習生及びその親族と、技能実習に関して保証金・違約金等の金銭の管理、移動に関する契約をしていないこと。

又、送出し機関、監理団体、実習実施機関及びあつせん機関相互間で、技能実習に関して労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等、不当に金銭の移転を予定する契約が締結されていないこと。

イ 宿泊施設要件

技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

ウ 労災保険等補償措置要件

技能修得活動を開始する前に、技能実習実施機関の事業に関する労働者災害保証保険関係の成立の届出、その他これに類する措置が講じられていること。

エ 受入れに係る欠格要件

監理団体、実習実施機関、あっせん機関又はその役員、経営者等が技能実習に係る不正行為を一定期間行っていないこと。

不正行為と停止期間は次の通り。

- ①暴行・脅迫・監禁（5年）
- ②旅券・在留カードの取上げ（5年）
- ③賃金等の不払い（5年）
- ④人権を著しく侵害する行為（5年）
- ⑤偽変造文書等の行使・提供（5年）
- ⑥保証金の徴収等（3年）
- ⑦講習期間中の業務への従事（3年）
- ⑧二重契約（3年）
- ⑨技能実習計画との齟齬（3年）
- ⑩名義貸し（3年）
- ⑪実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」（3年）
- ⑫監理団体における「不正行為の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」（3年）
- ⑬行方不明者の多発（3年）
 - 受入れ人数 50 人以上は、受入れ総数の 5 分の 1
 - 受入れ人数が 20 人以上 49 人以下は、10 人
 - 受入れ人数 19 人以下は、受入れ総数の 2 分の 1
- ⑭不法就労者の雇用等（3年）
- ⑮労働関係法令違反（3年）
- ⑯営利目的のあっせん行為（3年）
- ⑰再度の不正行為に準ずる行為（3年）
- ⑱日誌等の作成等不履行（1年）
- ⑲帰国に関する報告の不履行（1年）

オ 監理団体、その役員、管理者、技能実習の管理に従事する職員が、不正行為に準ずる行為を行い改善措置を講ずるよう入国管理局等から指導を受けた場合、再発防止策が講じられていること。

カ 監理団体、その役員、管理者、技能実習の管理に従事する職員が、労働関係法令等に違反して刑に処せられたことがある場合は、執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年経過していること。

他に、実習実施機関に求められる要件は次頁の通り。

①報酬要件

技能実習生の報酬は日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

②技能実習指導員要件

常勤の職員で、技能実習生が修得しようとする技能等について 5 年以上の経験を有すること。

③生活指導員要件

生活指導員が置かれていること（常勤であることは求められていません。）。

④技能実習日誌要件

技能実習の実施状況に係る文書を作成し、事業所に備え付け、技能実習終了後 1 年以上保存すること。

（４）送出し機関

技能実習生が国籍又は住所を有する国の所属機関や、技能実習生の募集、選抜、技能実習生の推薦等の技能実習の準備に関与する外国の機関をいいます。受入れ側が技能実習制度を理解しているだけでなく、送出し機関も技能実習制度を十分理解し、安価な労働者として募集し派遣するものであってはなりません。技能、技術の移転に参画しているという認識を持つ必要があります。

ア 送出し機関の条件

送出し機関の経営者又は管理者が過去 5 年間に外国人を不正に入国させ又は不正行為を行い、不正行為を隠蔽するため偽変造文書虚偽の文書等の行使提供を行ったことがないこととされています。

イ 送出し機関の留意すべき事項

①保証金の徴収の禁止等

失踪防止を名目に高額な保証金を徴収し、技能実習生への経済的負担となるケースがあり、違法行為を行わせる結果となります。送出し機関はこのような目的での金銭財産の管理は行ってはなりません。

②帰国後の修得技能等の活用状況に関するフォローアップ

技能実習生が帰国後、本国において一定期間日本で学んだ技能等を活用する業務に従事しているか確認し、監理団体や実習実施機関が事後の申請で地方入国管理局から提出を求められた場合には、速やかに提出できるように、確認した活用状況を取り纏めておく必要があります。

（５）漁業協同組合員が行う漁船漁業技能実習の要件

ア 乗り組む技能実習生（「技能実習 1 号口」の在留資格の者に限る。）の人数は各漁船につき 2 名以内であること。

- イ 1 漁船あたりの日本人の総数が技能実習生の総数以上であること。
- ウ 乗り組む技能実習生の人数が、各漁船の乗組員（技能実習生を除く。）の人数を超えるものでないこと。例えば、乗組員 10 名の漁船に、既に 4 名の技能実習生（「技能実習 2 号口」及び「技能実習 2 号口」に変更予定の者。）が乗船している場合は新たに受入れられる技能実習生は 1 名ということになります。
- エ 技能実習指導員が毎日 1 回以上技能実習状況を確認し、無線その他の通信手段で監理団体に報告すること。
- オ 技能実習生は毎月（船上において技能実習が実施されない月を除く。）1 回以上技能実習の実施状況に係る文書を、監理団体に提出すること。
- カ 監理団体は上記ウ及びエで技能実習が適正に実施されていることを確認し、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告すること。
- キ 監理団体はエの報告について記録を作成し、オの文書とともに備付け、技能実習終了後 1 年以上保存すること。

（6）講習と技能修得活動

ア 講習

団体監理型の「技能実習 1 号」は、講習と技能修得活動で構成されています。

講習は技能修得活動に入る前に座学で行われ、「技能実習 1 号」の期間の 6 分の 1 以上の期間をあてることとなります。なお、入国前 6 ヶ月以内に、海外において 1 ヶ月以上かつ 160 時間以上の講習を受けた場合は、「技能実習 1 号」の期間の 12 分の 1 以上となります。海外における講習には、監理団体又は監理団体の委託を受けた団体により実施されるものと、公的機関又は教育機関が技能実習に資する目的で実施する講習があります。海外での講習が終了するまで在留資格認定証明書は交付されませんので技能実習生を選抜し雇用契約が締結された後、速やかに実施する必要があります。なお、監理団体が他の団体に委託する場合は委託契約が必要となります。委託しても、監理団体が行う講習となりますので、カリキュラム、講習状況の確認等は監理団体が主体的に行う必要があります。

講習で、技能実習生の法的保護に必要な情報の科目を行うことが必須となっています。この科目は出入国管理関係法令及び労働関係法令に精通した外部の講師によって行われる必要があります。なお、講習時間については省令に規定はありませんが、入国管理局では入管法 4 時間、労働法 4 時間の講習をすることを求めています。なお、JITCO は技能実習生の法的保護に必要な情報の科目の講習に対応した漁船漁業版テキストを作成しておりますので、必要な監理団体の担当者は別途、お問い合わせください。

実習実施機関と実習生間の雇用関係は講習終了後に生じることになりますから、講習期間中は実習実施機関において機械操作教育や安全衛生教育を行うことはできません。またこの期間は、賃金を支払うことはできません。その間は、生活に必要な費用

として監理団体が講習手当を支払うことができることになっています。

イ 技能修得活動

技能実習は雇用契約により労働関係法令の適用の下で行われます。

「技能実習 1 号」の技能実習計画の作成は、監理団体の役員又は職員で、技能実習生が修得する技能等について一定の経験又は知識を有している者が策定することになっています。「技能実習 1 号」計画の策定は、実習実施機関の役員又は職員が行うことはできませんので、監理団体の役員又は職員であっても実習実施機関の役員又は職員を兼務する者は行うことはできません。

技能実習計画の策定に当たっては、人材を育成するという観点に立つことが重要です。「技能実習 2 号」の活動が予定されている場合には、1 年目は技能検定の基礎 2 級、2 年目は基礎 1 級、3 年目は 3 級を到達目標として、計画的、段階的に技能等を修得できる内容にする必要があります、到達目標を記載した計画を策定する必要があります。「技能実習 1 号」から「技能実習 2 号」へ移行する際には、技能検定基礎 2 級等に合格していることが必要となりますから、しっかりとした目標を立てることが必要です。

また、「技能実習 2 号」への移行を予定していない場合であっても、到達目標を立てることは必要です。(p35 の VII. 1 漁船漁業技能評価試験についてを参照。)

Ⅱ. 技能実習生の受入れ準備

1. 受入れに際して考慮すること

(1) 実習事業と予算計画

外国から長期間、技能実習生を迎え入れるわけですから相当程度の経費が必要になります。監理団体や実習実施機関にとってどの程度の経費負担になるかが明確でないと、協力するかどうかの意思決定がしにくいと思われます。従って、予算計画はかなり綿密に試算する必要があり、計画予算を積算する場合には次のような項目について考慮する必要があります。

[事業調査段階]

- ア 勉強会・講習会の開催 (p12 の I. 1. (5) 漁業協同組合員が行う漁船漁業技能実習の要件の確認。)
- イ 資料の購入
- ウ 受入れ希望企業等に関するアンケート等の実施
- エ 相手国、送出し機関への訪問
- オ 関係機関への訪問 (業界指導機関、受入れ実績のある機関、行政機関、JITCO 等)

[受入れ準備段階]

- ア 技能実習指導員会議、生活指導員会議等の運営
- イ 入国管理局へ提出する「在留資格認定証明書交付申請書」作成
- ウ 技能実習用教材・機材の確保
- エ 宿泊施設の手配・準備
- オ 生活用備品の確保
- カ 事前講習用教材の送付
- キ 技能実習生保険への加入
- ク 関係機関への訪問・連絡 (行政機関、警察署、医療機関、大使館・領事館等)
- ケ 技能実習生の現地選考

[技能実習実施の段階]

- ア 技能実習生の渡航費用
- イ 空港への出迎え経費
- ウ 実習運営費 (講師謝金、教室・備品借料等、健康診断経費、管理費、歓迎会・レクリエーション等親睦費)
- エ 生活の指導管理
- オ 講習手当 (食費、経費)
- カ 通訳の確保
- キ 宿舍・備品の管理
- ク 技能実習指導員、生活指導員連絡会議等の開催

- ケ 労働法規に基づく賃金
- コ 監査報告関連費用
- サ 在留資格変更・在留期間更新の手続き費用

[帰国段階]

- ア 送別会費用
- イ 実習評価と修了証書の発行
- ウ 帰国荷物の発送準備
- エ 土産品の手配
- オ 空港への見送り経費

技能実習生の受入れ事業は、やり方により経費は大きく変動します。例えば、日本語学習をさせる場合でも教師を専門家に依頼するか、ボランティアに任せるかでも違いがでます。また、通訳の雇用でも同じことが言えます。地域の人達の協力による手造りの実習を行うことで経費の節減ができるばかりか、地域的交流も期待できます。

監理団体が監理に必要な経費として、実習実施機関から監理費を徴収する場合は、監理費徴収明示書を作成し各実習実施機関に示し、確認を得る必要があります。

(2) 雇用契約、賃金及び講習手当の支給

実習実施機関と技能実習生は雇用関係になるため、予め当該事業の労働組合（例：全日本海員組合）と技能実習制度に関して協議する必要があります。その上で、実習実施機関は技能実習生と雇用契約を締結する必要があります。例えば、全日本海員組合を当該事業の労働組合とする場合であれば、漁業協同組合や船主組合が全日本海員組合との間で統一労働協約を締結し、技能実習生を全日本海員組合の特別組合員とすることになります。

次に、技能実習生は労働契約による雇用となる、つまり我が国の労働法規の適用を受けることになることから賃金については日本人と同等以上と決められています。技能実習生を雇用する企業等が、技能等の程度や責任の度合い等を勘案して企業の持つ給与規定等に基づきつつ独自に決めるものであり、その際に日本人と同等の給与水準を保障し、かつ、最低賃金法で定める基準を下回らない金額でなければなりません。漁船漁業の場合、技能実習生の最低賃金は一般社団法人大日本水産会と全日本海員組合との中央協定で定められた最低基準を使用してください。

講習手当は、講習期間中の技能実習生が生活できる範囲で支給することが望まれます。

監理団体、実習実施機関は、技能実習生の賃金の中から強制的に貯金してはならず、また、技能実習生の預金通帳、印鑑、キャッシュカード、パスポートを強制的に管理、保管してはなりません。

(3) 受入れ準備とオリエンテーションの実施

技能実習生を受入れるまでに準備すべきことは、沢山あります。例えば、宿泊施設の確保、社会見学の時期と内容、日本語講習の教師、教材、場所の確保等々です。ところが、

余り十分な準備がなされないのが、オリエンテーションです。何事も最初が肝心で、周到に準備されたオリエンテーション次第で、実習の円滑なスタートが切れます。

オリエンテーションは、これから日本で始まる技能実習生活を理解させ、不安を取り除くとともに、早く日本の生活に馴染ませる導入講習でもあります。一般にオリエンテーションの目標は、次のように設定します。

■大目標

- ・技能実習生としての使命を認識し、目的意識を持つ
- ・日本で安心した生活を送れるようになる
- ・日本で修得すべき技術、技能等の内容と実習の方法を理解する

■中目標

- ・技能実習生としての使命を認識し、目的意識を持つ
- ・日本の技術を持ち帰り、母国の発展に貢献するという意識を持つ
- ・修得した技術をどのように母国に取り入れるのかは、技能実習生が判断することであることを理解する
- ・技能実習生活を通じて日本の文化等を知り、多くの友人を作る
- ・日本で安心した生活を送れるようになる
- ・関係者と緊急時の連絡をとれる
- ・宿泊の設備を使用できる
- ・食事ができる
- ・在日外国人としての義務が果たせる
- ・地域の住民としての生活を送れる
- ・健康と安全の維持ができる
- ・実習期間中のルールを理解し、実習を実施できる
- ・関係者に連絡をとれる
- ・実習施設へ行ける
- ・1日のスケジュールに応じた行動ができる
- ・出退処理、各種届け等の処理ができる
- ・日本で修得すべき技術、技能等の内容と実習の方法を理解する
- ・日本の技術、技能等を修得することが目的であることを理解する
- ・技術、技能等以外に日本で修得すべき事項の概念（意識や態度）を承知する
- ・技能実習期間中のスケジュールを理解する
- ・講習、技能修得活動の進め方を理解する
- ・指導される内容に疑問があっても、まずやってみてその意味を考える

以上、具体的な実習スケジュールや内容等は監理団体により異なっており一般化することはできませんが、その他の事項についてはおおむね次のような内容が多く、参考にしてください。

[オリエンテーション]

- ア 外国人としての義務（特に外国人登録証明書の携帯）
- イ 関係者との連絡方法
- ウ 非常時、緊急時の連絡
- エ 日本で生活する上での態度
- オ 宿舎のルール
- カ 宿舎周辺の住民との協調
- キ 食事のとりかた
- ク 講習手当と賃金
- ケ 実習実施中の態度
- コ 実習実施場所
- サ 安全管理（交通ルール、火気取扱い、技能実習中の事故防止等）
- シ 健康管理

2. 受入れに関するチェックポイント

技能実習事業は、当然のことながら、技能実習計画に基づいて着実に実施する必要があります。技能実習を適正かつ円滑に実施し、所期の目的を達成するためには、技能実習が計画に沿って進行しているかどうかを、常にチェックしながら事業を運営していく必要があります。

監理団体が特に注意しなければならない入国前までの主なチェックポイントを以下にまとめました。

(1) 技能実習スタッフの選任・確保

技能実習スタッフは、技能実習指導員、生活指導員、補助指導員及びこれらのスタッフを統括指導する監理団体役員、職員によって編成されます。

監理団体役員は、実質的な事業運営責任者で、技能実習カリキュラム、監理、送出し両機関の事情、入管法、国際事情に精通している者を選任します。主な業務は、技能実習事業の全体についての監理、企画、調整、推進等です。

技能実習指導員は、技能実習の専門領域に 5 年以上の経験を有する常勤職員で、専門領域及び現場経験豊富な者が適任です。

生活指導員は、技能実習生の生活指導を担当する職員で親身になって相談や指導に応ずることができる熱意のある者が適当と思われます。

(2) 送出し機関との協議

ア 募集・選考・派遣前講習

質の高い意欲のある技能実習生を選抜できるよう一定の基準を設定し、また、派遣前の講習で充実したオリエンテーション及び日本語講習を実施するよう送出し機関と

取り決めておきます。

イ 書類の提出期限

技能実習生の入国のための在留資格認定証明書交付申請に必要となる書類の提出期限を定め、この期間内に監理団体に必着するように協定しておきます。

ウ 技能実習生の最終選択

監理団体は実習生候補者の年齢、経験、健康等について書類審査し、資格条件を満たしていない不適格者が判明した場合は、適格な補欠候補者を繰り上げ合格させます。

(3) 実習実施機関の選定と登録

実習実施機関の選定と登録は技能実習生が来日する2～3ヶ月前には終了しておきます。

(4) 船員職業及び職業のあっせん、雇用契約の締結

監理団体は、船員職業安定法又は職業安定法に基づく職業紹介業者として、実習実施機関に技能実習生を労働者として紹介し、雇用契約を締結させます。その際、雇用契約の効力は講習終了後に発生することを明記します。雇用契約は入国前に締結し、入国時に入国審査の窓口で提示できるよう技能実習生に所持させます。

船員職業及び職業のあっせんについては、次章Ⅲ. 1 船員職業紹介事業・職業紹介事業の実施を参照。

Ⅲ. 技能実習生受入れ手続き

1. 船員職業紹介事業・職業紹介事業の実施

受入れの準備ができ次第、外国人技能実習生を受入れる手続き（出入国手続き）を地方入国管理局に提出しますが、その前に監理団体は「船員職業紹介事業」または「職業紹介事業」を実施することが求められますので、事前に下記を確認してください。

(1) 船員職業紹介・職業紹介について

外国人技能実習生を受入れるためには、船主と技能実習生を結びつける雇用関係成立のあっせん行為が発生します。これは「船員職業紹介事業」や「職業紹介事業」と呼ばれる公的な事業であるため、実施にあたっては各監督官庁に許可もしくは認可を受けます。

(2) 船員職業紹介・職業紹介に要する費用

上記事業に従事する監理団体の役職員の報酬、現地送出し機関との連絡調整費用、技能実習生の選抜に係る現地渡航費・会場用などです。

(3) 必要な事業の実施

外国人技能実習生を乗船させる船に適用される法律によって、実施しなければならない事業は異なります。

- ア 船員法対象漁船のみに乗船させる場合・・・・・・・・船員職業紹介事業を実施
- イ 労働基準法対象漁船のみに乗船させる場合・・・・・・・・職業紹介事業を実施
- ウ 船ごとに適用される法律が異なる場合・・・・・・・・両事業を実施

(4) 船員職業紹介・職業紹介を行う場合の事前準備

ア 監理団体での意思決定等

総代会、総会、理事会、役員会等において、「外国人技能実習生受入れ事業の実施」、「外国人技能実習生受入れ事業のために必要な船員職業紹介事業・職業紹介事業の実施」を決議し、「水産業協同組合第11条第1項第6号（共同利用施設の設置）」を根拠に外国人技能実習生受入れ事業を実施することを確認する。該当条項が無い場合は定款変更の手続きを取る。

イ 予算措置

外国人技能実習生受入れ事業、船員職業紹介事業・職業紹介事業は、水産業協同組合法で分類される「利用事業」に該当するため、利用事業に必要な額の予算措置を行い総会や総代会に諮る。

ウ 必要な人員の配置

船員職業紹介事業・職業紹介事業の担当者を決める。専従とする必要は無いため、

業務に支障が出ないのであれば監理団体の役職員が兼ねても良い。

- エ 各紹介事業所のスペースの確保及び必要機材の設置（看板含む。）
地方運輸局・地方労働局担当者が事前確認に来る場合があるため、申請した内容どおりのスペースや備品を用意する。
- オ 各種規定の準備
個人情報処理規定や業務運営規定を作成する。

(5) 船員職業紹介事業を実施する場合

監督官庁は国土交通省、適用法は船員職業安定法となります。船員職業紹介事業は無料（事業経費は監理団体が負担）で行う許可申請のみで、申請先は地方運輸局です。

なお、本事業実施の場合は下記に記載した 6 事業を兼業できません。ただし、エ～カについては国土交通大臣からの兼業許可を貰うことにより実施可能です。

- ア 両替（外貨の両替、手数料を徴収するもの）
- イ 質屋
- ウ 酒類の販売（酒類販売の免状により事業収入を得る場合）
- エ 飲食店
- オ 日用品の販売
- カ 宿泊所

(6) 職業紹介事業を実施する場合

監督官庁は厚生労働省、適用法は職業安定法となり、下記ア～ウを選択の上、地方労働局に提出します。職業紹介事業については他産業の職種と同様の扱いのため、JITCO や地方労働局にある詳細なパンフレット等でご確認ください。

- ア 無料職業紹介事業の届出・・・職業紹介に係る費用は監理団体が負担。
- イ 無料職業紹介事業の許可申請・・・職業紹介に係る費用は監理団体が負担。
- ウ 有料職業紹介事業の許可申請・・・職業紹介に係る費用は受益者負担でも良い。

これらが技能実習生を受入れるために必要な「監理団体の手続き」です。

船員職業紹介事業許可、職業紹介事業許可等の手続きを終えると、具体的な技能実習生入国の手続きとなります。その手続きのイメージ図を次頁に記載しますのでご確認ください。

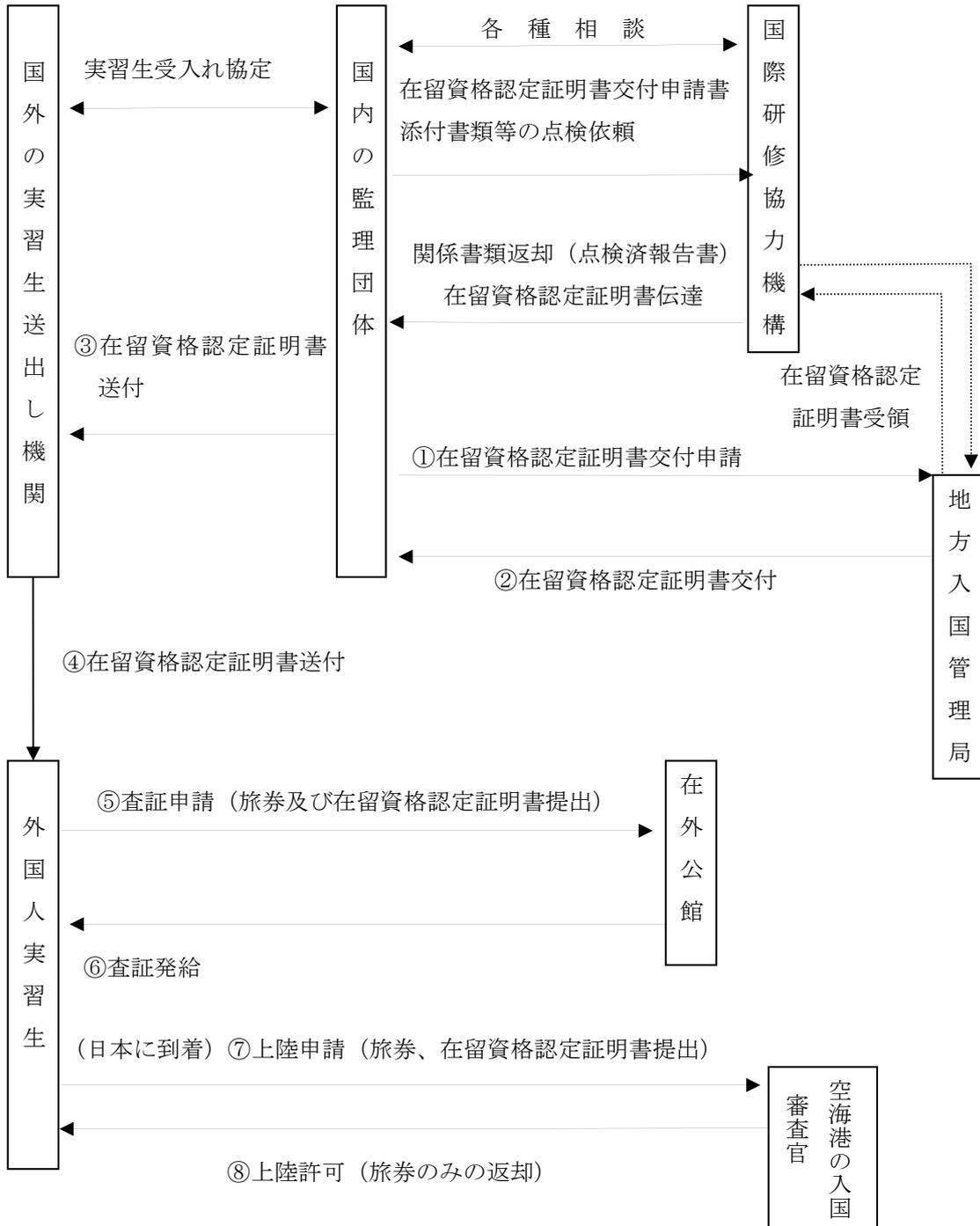
2. 在留資格認定証明書の交付申請手続き

外国人技能実習生を受入れようとするとき、入管法に従った入国手続きが必要となりますが、その一つが「在留資格認定証明書」の交付申請手続きです。

技能実習を希望する外国人が日本に入国しようとする場合、予め査証（ビザ）の取得をしなければなりません。ビザを取得するために「在留資格認定証明書」が必要となります。「在留資格認定証明書」を取得するためには、入国管理局に交付申請を行わなければな

りませんが、技能実習生の候補者本人は海外にいるため監理団体の職員が技能実習生に代わって交付申請をすることになります。

[外国人技能実習生受入れ手続きのイメージ図]



「在留資格認定証明書制度」は、平成元年12月に入管法が改正された際に取り入れられた制度で、我が国に上陸しようとする外国人が、上陸のための条件に適合しているかどうか

か事前に審査し、その後のビザ発給や上陸時の審査を簡易、迅速化しようとするものです。

「在留資格認定証明書」は、入管法、基準省令、大臣告示の内容や条件を全て満たしていることを立証しないと交付されません。従って、監理団体が交付申請書を提出する際に、法令の各条文を全て満たしているという立証書類と技能実習全体の内容を明らかにする書類を添付して提出することになります。この手続きを行い、入国管理局の審査が無事終了すると「在留資格認定証明書」という公文書が交付されます。この証明書を外国にいる技能実習生の候補者に送付し、本人が旅券と共に最寄りの日本大使館や領事館に提出してビザの申請をすると、はじめてビザが受けられるという順序になります。

なお、「在留資格認定証明書」は、ビザ申請に用いる他、日本に到着し上陸の審査を受ける際に提出する大切な書類です。

(1) 在留資格認定証明書交付申請を行うことができる者

申請は、外国人本人又は入管法施行規則別表第四に規定される代理人（本人を受け入れる監理団体の職員）が地方入国管理局等に出頭して行います。在外公館を通じての申請、郵送による申請等は認められません。

(2) 在留資格認定証明書交付申請を取り扱う機関

申請は、次の機関で取扱います。

- ア 地方入国管理局
- イ 地方入国管理局支局
- ウ 京都、下関及び鹿児島各出張所

(3) 提示書類

申請が代理人（監理団体）によって行われる場合は、代理人となり得る人を証する書類、例えば「本人を受入れる本邦の監理団体の職員」であることの証明書等が必要です。

(4) 提出書類

在留資格認定証明書交付申請書1通、写真1枚、旅券等の身分を証する文書、履歴書及び入管法施行規則別表第三に規定される立証書類、その他必要書類の提出が求められます。

(5) JITCOの点検と取次申請

在留資格認定証明書交付申請は、実質的な入国審査であり、技能実習計画や受け入れ体制等入国を認めるために必要なあらゆる審査が行われ、そのための書類が求められます。

JITCOでは、これまで、関係省庁あるいは業界団体、労働組合等の協力を得ながら、受入れに関する相談、指導、申請に必要な書類の整備、申請書類の点検及び取次のための体制を整えてきました。

法規上は申請に際して JITCO の点検を義務付けてはおりませんが、申請をスムーズに行

うため及び後の「技能実習 2 号」につなげる際、JITCO が主体的役割を果たすことになることから、「技能実習 1 号」に関する申請書類は JITCO の点検を受けることをお勧めします。

点検された書類は申請書の取次ぎ依頼（有料）により JITCO の職員が地方入国管理局に提出します（申請の取次ぎは、JITCO の賛助会員に限られています）。なお、賛助会員の場合、JITCO への取次ぎ申請後、在留資格認定証明書の受け取り及び証明書の郵送を JITCO に依頼することもできます。

3. 送出し機関との協定書の締結

技能実習事業の実施主体である監理団体は、技能実習生送出しを担当する外国の機関（送出し機関）との間で、技能実習事業に関する協定（及び附属覚書）を結びます。

p49 に協定書の標準例（参考資料 1）を、p54 に協定書附属覚書の標準例（参考資料 2）をそれぞれ掲載しますので、参考としてください。

なお、この標準例は、あくまでも一つの例示であるため、監理団体の必要に応じて加筆修正等を行います。

4. 実施要領の作成

漁船漁業技能実習では監理、送出し両機関によって締結された協定及び協定附属書に基づいた技能実習事業全般の具体的な実施要領を必要とします。監理、送出し両機関は、技能実習生のニーズに応じて技能実習を実効あるものにするためしっかりした実施要領を作成し、この実施要領に沿って技能実習を着実に遂行することが大切です。

特に実施要領の中心となる技能実習計画は実習内容、実習日程等を監理、送出し両機関によって慎重に検討し、実習効果があり、かつ、実現性のあるものを作成しなければなりません。

なお、実施要領は在留資格認定証明書交付申請の添付書類とはなっていませんが、技能実習関係者の意志の統一、関係機関への説明、実習の実効性、その他、技能実習事業を円滑に推進する上での基本となるものでありますので、必ず作成して頂きたいと考えます。

p56 に漁船漁業技能実習生受入れ事業実施要領のモデルを示します。（参考資料 3）

IV. 入 国 後 の 手 続 き

1. 入 国 時

出迎えの担当者が到着日、到着便、到着時間を事前確認しておき、空港から講習実施場所までの移動交通手段を手配します。

技能実習生の到着時には人数、名前、健康状態、荷物、パスポート、服装等について確認しておきます。

なお、入国時には技能実習生の旅券（在留資格、在留期間等）を確認し、在留資格が「技能実習 1 号口」となっていない場合は直ちに入国管理局に確認して訂正を受けるようにします。又、ビザの滞在期間と上陸許可証印の在留期間を確認し異なっている場合は入国管理局に確認してください。後日、相違が判明した場合訂正のため入国管理局に赴く必要があるので空港において処理しておいてください。

2. 入 国 後 から 講 習 開 始 前 まで

(1) 健康診断の受診

入国後早い時期に健康診断を受診させます。

(2) 在留カード

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、「在留カード後日交付」と記載します。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されることとなります（原則として、地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます。）。

出入国港において在留カードが交付された方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。（旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。）

技能実習生はこの在留カードを常時携帯することが義務づけられています。在留カードのコピーを携帯させ在留カードは実習実施機関等が保管するようなことは法律違反になります。

また、新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されておりますが、施行日（平成24年7月9日）の時点において、技能実習生が有する外国人

登録証明書は在留期間満了日まで在留カードとみなされます。

(法務省入国管理局 HP http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

3. 講習

(1) 講習のための準備

ア 講習施設、講師等

予め計画した手順に従い、以下の点につき手配・打合わせを行います。

イ 開講式、歓迎会

場所、形態、内容、及び、出席者を確認し手配します。

ウ 生活に関する指導

起床、朝の運動、清掃、食事、自由時間、外出、洗濯、トイレ、入浴、就寝、消灯、火気取扱い等について指導します。

エ 学習に対する指導

講習科目、講習内容、講習時間、講師、通訳（必要に応じ）、技能実習生の意欲と受講態度等を確認し調整します。なお、技能実習生の法的保護に必要な知識における講師については、事前に講習に支障がないよう手配します。

オ その他

来日時の講習の際、以下の点について技能実習生に時間をかけて説明します。

技能実習事業の目的、技能実習方法、技能実習に対する心構え、日本での日常生活のあり方、集団の中でのルール、健康管理、疾病・安全対策等

カ 技能修得活動、打ち合わせ会の開催

技能実習生の来日前から講習期間中にかけて実習実施機関と打ち合わせ会を持ち、以下の事項について詳細に説明します。

技能実習事業の目的、全体の技能実習計画の中での実習実施機関の役割、実習時間、カリキュラムに沿った計画的な技能実習実施の重要性とそのあり方、技能実習生の処遇、疾病・安全対策、休日のあり方、技能実習記録（進行状況、問題点等の記録で、監査、在留期間更新許可申請に必要な）、賃金、技能実習生の宗教上の習慣、食事上のタブー、失踪等トラブルの防止等。

(2) 講習

ア 漁船漁業における技能実習は座学による講習と技能修得活動に分けられます。

技能修得活動は座学講習修了後に行うことになっています。

イ 「技能実習 1 号」による技能実習期間が 1 年の場合、座学による講習は原則 2 ヶ月以上実施されることとなります。

ウ 技能実習の成果を上げるためには講習と技能修得活動を効果的に組み合わせることが肝要です。漁船漁業の場合は漁期と休漁期がありますが、技能実習計画は通年で行われる作業を設定する必要があります。

エ 座学による講習

座学では下記の項目を講習します。

- ①日本語
- ②日本での生活一般に関する知識
- ③技能実習生の法的保護に必要な知識
- ④円滑な技能等の修得に資する知識

- ① 日本語については技能実習を円滑に遂行できる程度の日本語を修得させる必要があります。船上における作業が主となる漁船漁業では小さいミスが大きな事故を引き起こすことを認識して教育する必要があります。特に技能実習指導員等が咄嗟に発する方言等についても十分理解させておく必要があります。
- ② 日本での生活一般に関する知識については地域住民とのトラブルを引き起こすことのないよう日本での生活ルールについて十分理解させる必要があります。交通ルール、防火、防災についても十分指導する必要があります。
- ③ 技能実習生の法的保護に必要な知識については専門知識を有する外部講師により、出入国管理関係法令、労働関係法令について指導を受けることになります。この中では、技能実習実施中の法的トラブルの際の相談体制、相談先等についても指導することになっています。
- ④ 円滑な技能等の修得に資する知識については漁船漁業に関する知識の修得になりますが、あくまでも座学により行われる講習であり実習実施機関における実務を含んではなりません。

4. 乗船時までに行うこと

(1) 雇用契約の締結

技能実習生は労働者扱いになりますので乗船前までに雇用契約を締結します。

(2) 地方運輸局に対する雇入れの公認、船員手帳の発給手続き

技能実習生の乗船する漁船が船員法適用船舶である場合には地方運輸局に対して各種手続きを行います。(p43のⅧ.2 船員法における船員手帳交付申請手続きを参照。)

(3) 労働組合への加入手続き

漁船漁業職種では受入れ船主の団体、例えば漁業協同組合や船主組合が労働組合との間で労働協約を締結し関係労使の協議を円滑に促進する旨、水産庁より指導を受けております。そのため技能実習生を労働組合に加入させる手続きを行います。

p58に労働組合の1つである全日本海員組合と締結した場合の労働協約書モデル例を記載します。(参考資料4。ただし、労働組合の選択を限定するものではありません。)

V. 漁船漁業技能実習

1. 漁船漁業技能実習の構成

座学講習終了後は技能修得活動を行うこととなります。「技能実習1号」による技能実習期間が1年の場合技能修得活動は原則10ヶ月以下で実施されることとなります。

技能修得活動は技能実習生と実習実施機関である船主との間で雇用契約に基づいて行う活動であり、労働法規の適用を受けて行われることとなります。

技能修得活動は必須作業、関連作業及び周辺作業で構成され、それぞれの作業毎に安全衛生作業を行うことになっています。

必須作業は、技能検定等の評価試験を受けるために技能実習生が必ず行わなければならない作業であり、全実習時間の半分以上行うことになっています。

関連作業は、必須作業の携わる技能実習生が、当該職種、作業の生産工程において行う可能性のある作業のうち、必須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技能等の向上に直接又は間接的に寄与する作業をいい、全実習時間の半分以下とされています。

周辺作業は、技能実習生が、当該職種、作業の生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業及び関連作業に含まれない作業をいいます。必須作業の技術等の向上に直接又は間接的に寄与する作業ではないことから、全実習時間の3分の1以下となっています。

安全衛生作業は、各作業において行う必要があり、時間は各作業毎に10%程度必要です。

2. 技能実習計画

(1) 技能実習計画書作成の目的

漁船漁業技能実習は日本の先進的な漁労技術と漁労活動に係わる準備作業、漁獲物の取扱い、漁船内における様々な附帯作業及び生産物である各魚種の利用の実態等を、講習、技能修得活動を通じて修得し、母国での漁業活動に役立てる人材の育成を目的としています。

こうした技能実習の目的を達成するには「技能実習生の受入れ→技能実習の実施→帰国→帰国後のフォロー」という一連の技能実習事業を綿密に構築する必要があります。

(2) 技能実習計画作成上の注意事項

技能実習計画は監理団体が作成しますが、作成に当たっては、送出し機関が技能実習生に求める移転技術、知識の水準等について、事前に送出し機関と協議し確認しておきます。送出し機関から移転を求められる技術等の水準を把握したら、監理団体は技能実習終了時のレベルを具体的に設定して、そのレベルに到達できる技能実習計画を作成します。

(3) 技能実習計画の構築

漁業には様々な形態があり季節や漁場、対象魚種等の条件が異なると、技能実習で習得する漁具の仕立て方、漁場探査の方法、漁獲物の処理方法等の作業内容が異なってきます。従って、技能移転の対象となる漁業技術の修得が十分可能となる技能実習を行うためには、季節毎、漁場毎に対応した漁船での船上実習を行うことが不可欠であり、技能実習計画が机上の空論とならないよう現場サイド（実習実施機関の船長や漁労長）の意見を求めながら、実態に合った計画を策定します。

(4) 技能実習カリキュラム

技能修得を行う技能実習生がどのレベルの技能修得活動を行うか到達目標を設定し、当該目標に到達するために修得する技能等をステップ毎に定めることとなりますが、これを具体的に表したものがカリキュラムであり、カリキュラムは到達目標の達成を目指して作成していくこととなります。この技能実習カリキュラムをどう作るかが技能実習事業のポイントであり、事前準備の中で最も重要な作業です。

一般的にカリキュラムは技能実習計画書（JITCO 書式）に基づいて作成しますが、漁船漁業については船上においての技能実習が中心となるため特別なカリキュラムの作成・提出が求められています。内容は途上国の発展に役立つ技能の修得を目指したものにし、そのことが明確にわかる到達目標やその課程、内容、レベル等を合理的に設計します。

3. 技能実習指導員体制

技能実習指導員は技能実習の対象になる職種に5年以上経験のある者を選びます。

座学講習：日本語講習が中心となるので日本語教育の指導員をはじめ船内生活、安全教育等の計3名程度の指導員（講師）を配置します。なお、日本語については共通語にとどまらず方言についても十分指導できる指導員（講師）の配置が望まれます。

技能修得：技能実習指導員には漁労長を指名しますが、漁労部門については漁労長が、船舶の運航については船長が、機関・冷凍関係は機関長がそれぞれ指導することになります。その他の乗組員についても指導員を補佐するため技能実習計画の中に組み入れることで、全乗組員が一体となり指導する体制を構築することができます。

(1) 技能実習指導員の役割

技能実習がうまくいくかどうかは技能実習指導員の指導力によるところが大きいため、適切な技能実習指導員を選定し効果の上がる技能実習を行ってください。

技能実習指導員は、

- ・指導すべき技能の内容を検討し、
- ・到達目標を設定し、
- ・教材を選定し、技能実習の手順を定め、
- ・教えるべき範囲を念頭において

カリキュラムを設定します。

カリキュラムがどんなに立派でも技能実習生を育てるという意識を欠くと、技能実習は成功しませんし、技能実習生も不満をもって過ごすこととなります。また、実際に技能修得活動に入ってみると、事前に予測できなかった様々な支障が出てきます。この場合は、当初計画した技能実習計画の原型を崩さない範囲で技能実習生の能力に応じ微調整します。

(2) 生活指導員の役割

技能実習指導員が技能等を指導するのに対し、生活指導員は技能実習生が日本での生活に早く馴染めるよう支援する役割を持っています。生活指導は日本の文化そのものを教えることにもなりますので、生活指導員自身も頼りになるアドバイザーあるいは友人になるよう心がける必要があります。船上での技能実習中の生活指導は船長が行うことが望まれます。

4. 実習内容のチェック

技能実習事業は当然のことながら技能実習計画に基づいて着実に実施する必要があります。技能実習を適正かつ円滑に実施し所期の目的を達成するために、技能実習が計画に沿って進行しているかどうかを常にチェックしながら事業を運営していきます。

(1) 技能実習実施機関に対する監査

監理団体役職員は3ヶ月に1回以上実習実施機関を訪問し監査を行います。監査結果については報告書を作成し管轄する地方入国管理局に報告します。

(2) 巡回指導

監理団体役職員は、1ヶ月に1回以上実習実施機関を直接訪問し、実習実施機関、実習生双方から技能実習の進行状況等を直接聞きます。監査及び前回の巡回指導で指摘された事項については必ず改善状況を確認し記録にとどめてください。指導内容については監査項目をふまえて行うことが望ましく、監査の際に不適当な事態が発生しないよう指導する必要があります。その際のチェックポイントは、

- ・生活面：技能実習生に対する処遇、食事、健康管理、日本人職員との融和、休日等
- ・実習面：技能実習生の実習状況と実習態度、技能実習生に対する処遇、実習時間、実習計画と実施状況、安全対策、賃金の支払い状況

になります。指導状況については地方入国管理局に報告の必要はありませんが文書に記録し技能実習生が出国後1年以上保管しなければなりません。

(3) 技能実習指導員が行う報告

技能実習指導員は船上における技能実習中、毎日1回以上実施状況が無線等の通信手段で監理団体に報告することとされています。監理団体は報告内容を文書にとどめ保管するとともに、必要があれば無線等の通信手段で指導する必要があります。

(4) 技能実習生が行う報告

船上における技能実習中、技能実習生は毎月1回以上技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとなっています。監理団体は提出された文書を確認し必要があれば技能実習指導員や実習生を指導する必要があります。

(5) 監理団体から地方入国管理局への報告

監理団体は技能実習指導員の報告及び技能実習生の報告内容で技能実習が適正に行われていることを確認し、3ヶ月に1回以上監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとなっています。その際に指導した事項があれば合わせて報告します。

5. 技能実習生の安全の確保

漁船漁業技能実習は船上という特殊な環境で技能実習が行われますので、技能実習生の安全確保に十分配慮しなければなりません。このため、日本語講習において日常の日本語会話に加え、安全確保のために必要な言葉の指導を繰り返し行います。さらに、安全確保のための指示用語の理解を徹底するとともに、危険を伴う様々な設備へ対処の仕方等について繰り返し指導しておくことも技能実習生の安全確保を図る上で大切なことです。

(1) けが・病気への対応

技能実習生は気候、風土の異なる日本で、かつ、異文化と接するため、精神的なストレスがたまり易く体調を崩し易い環境におかれているので、監理団体としても精神衛生的な観点からある程度のカウンセリングを行うことが望まれます。精神衛生面だけでなく様々な病気を予防するため一定期間毎に健康診断も行います。

技能修得活動期間中は実際に機械を操作したり、船上で作業を行ったりしますので、事故によるけがに十分注意する必要があります。従って、講習において技能修得活動中に想定される事故等に対する安全の確保を十分指導しておきます。

けがや病気に備えて、以下の措置を講じておきます。

- ・外国人医療に適した病院、診療所を選定する。
- ・緊急時における連絡体制を整備する。

(2) 実習中の事故

言語・習慣の異なる技能実習生に対しては十分に安全と衛生について教育、指導する必要があります。すなわち、緊急時や叱咤の指示が理解できなかつたり、理解が何分の一秒遅れたり、衛生に対する認識の違いからくる不衛生な取扱い等が考えられますので十二分な教育、指導を行うことが肝要です。

(3) 実習継続不可能時の対応

何らかの理由によって技能実習生の実習継続が不可能になる場合があります。こうし

たときは、監理団体から送出し機関に対しその理由を説明し、了解のもとに帰国の措置をとると共に直ちに地方入国管理局に報告します。実習の中止の理由はこれまで以下の例で見られます。

- ・実習態度が悪く、注意しても態度が改まらない
- ・実習期間中に罪を犯す
- ・持病が悪化し、実習の継続が困難になる
- ・休日や夜間にアルバイトをする
- ・会社の商品を持出し、横流しをする
- ・実習実施機関の倒産や不正行為認定による

こうした事態は様々な原因が考えられますが、技能実習生の選定段階で問題があったものもあると思われますので、技能実習生の選定は、慎重に行う必要があります。

6. 技能実習の放棄

技能実習生がある日突然失踪（停泊中の漁船や宿舎からの逃亡等）し行方不明になることがあります。こうした事件は、技能実習生に使命感がなく、目先の利益を求め、技能実習を放棄して不法就労に走るケースが多く、これには、以下の原因が考えられます。

- ・最初から技能実習を入国の手段とし、不法就労（出稼ぎ）を考えていた。
- ・技能実習中に友人、ブローカー等から誘いがあり、技能実習を放棄した。
- ・他の日本人職員に差別されたり、暴言を浴びたり、又は暴力を受けた。
- ・人間関係のトラブル

これらの事件を防止するための確実な方法はありませんが、技能実習生の選考に際し実習目的以外の目的を有する疑いのある者の排除に努め、また、言語、習慣が異なる環境で不馴れな生活をしている技能実習生に、暖かく親身になって接するとともに監理団体、実習実施機関、生活指導員が実習中に技能実習生としての使命感を植え付けたり、失踪が割に合わないことや不法就労は犯罪であることを教えること等が考えられます。

不幸にもこうした失踪事件が生じた場合は管轄の入国管理局に「行方不明報告書」を届けると同時に JITCO にその写しを提出し、警察にも失踪届をし失踪者の発見に努めます。

こうした例が重なると、監理団体としての管理能力も問われることになるので慎重に取り組む必要があります。

ただ、失踪を防止するためとは言え、保証金をとったり、強制貯金をさせたり、パスポートを預かったり、規則違反に罰金をとる等過度の監理・規制をすることは許されず、人権に対する配慮を忘れてはなりません。

7. 帰国

見送り担当者、空港までの移動交通手段を手配するとともに、技能実習生の健康状態、荷物、パスポート、航空券をチェックします。

VI. 技能実習における出入国管理

1. 技能実習生として来日するための手続き

(1) 在留資格認定証明書交付申請

監理団体は地方入国管理局（支局、指定出張所）に在留資格認定証明書交付申請を行います。技能実習生受入れの要件に適合していることを証する資料を添付します（書類点検、申請の取次ぎを JITCO に依頼することができます）。

(2) 送出し機関への書類送付

在留資格認定証明書の交付を受けたときは速やかに同証明書を送出し機関を經由して技能実習生に送付します（同証明書のコピーを手許に残しておきます）。

(3) 査証発給申請

技能実習生は旅券に在留資格認定証明書を添えて最寄りの日本国大使館・領事館に査証発給の申請をします。

(4) 来日

査証の発給を受けた技能実習生は旅券と在留資格認定証明書及び雇用契約書を持って来日します（在留資格認定証明書の有効期限は発給の日から 3 ヶ月で、在留資格認定証明書の有効期間内に入国しなければなりませんから、(2) と (3) の手続きが迅速に行われるように留意します）。

(5) 上陸許可

来日した技能実習生は、上陸港において上陸許可を受けて上陸します（上陸許可証印には、在留資格「技能実習 1 号ロ」、在留期間「6 ヶ月又は 1 年」と表示されるので、受入れ機関でその内容を確認しコピーを作成しておきます）。なお、実習期間を 1 年と予定している場合でも在留期間は 6 ヶ月となる場合があります。

2. 在留期間の更新手続き

年間の技能実習計画で受入れた技能実習生であっても上陸許可が在留資格「技能実習 1 号ロ」、在留期間「6 ヶ月」とされ、技能実習 1 号から 2 号へと移行する場合には、在留期間の更新手続きが必要となる場合があります。

その際は在留期限の到来する 1 ヶ月前に、居住地を管轄する地方入国管理局（支局、出張所を含む）に在留期間更新申請し許可を受ける必要があります。

なお、申請書類の点検、申請の取次ぎは JITCO に依頼することができ、その場合は技能実習生が地方入国管理局に出頭して申請する必要はありません。

3. 出国の手続き

技能実習生が出国する場合、出国港で旅券に出国証印を受けなければなりません（出国するときに在留期限を過ぎていると出国印は受けられません）。

なお、出国に際し、空港の入国審査官に外国人登録証明書を返納します。

4. 入管法違反

(1) 不法在留

上陸許可又は在留期間更新の許可により与えられた在留期間を超えて日本にとどまると入管法違反となります。

(2) 不法就労

技能実習生が休暇中や実習終了後の自由時間に他の事業所で働いて賃金を貰うと入管法違反となります。

5. 失踪

技能実習生が失踪し所在不明となった場合はその所在の追求に努めるとともに、速やかにその旨を地方入国管理局に報告します（JITCO 及び地方の警察署にも届け出ます）。

Ⅶ. 漁船漁業技能評価試験

1. 漁船漁業技能評価試験について

(1) 評価試験の目的

漁船漁業技能評価試験は漁船漁業に従事する漁業者の習熟度を測ることを目的として実施されており、その等級は大きく4つに分かれています。

- ・ 初級 技能検定基礎2級に相当する試験です。技能実習生が技能実習1号から同2号に移行する際に受験することになります。
(他職種においても、初級相当試験への合格が必要となっています。)
- ・ 中級 技能検定基礎1級に相当する試験です。技能実習2号に移行した技能実習生が年度終了時の習熟度を測るために受験しています。
- ・ 専門級 技能検定3級に相当する試験です。技能実習2号に移行した技能実習生が実習を修了し帰国する際、習熟度を測るために受験しています。
- ・ 日本人級 技能検定2級に相当する試験です。こちらは日本人の船長あるいは漁労長クラスに対して漁労技術の習熟度合いを測るために実施しています。

(2) 試験の内容

試験の内容は8種類(かつお一本釣り、まぐろはえ縄、いか釣り、まき網、底曳網、流し網、定置網、かに・えびかご)あり、外国人技能実習生は自分が日本国内で行う作業についての試験を受験することができます。

なお、漁船漁業技能評価試験は学科試験と実技試験から構成されています。

2. 評価試験の手続き

(1) 初級試験を受験する際の注意

技能実習1号を技能実習2号へ移行させる場合は、下記により受験するようにしてください。

ア 対象者

「技能実習1号」の在留資格で実習を受けた技能と同一の実習を行っている技能実習生

イ 在留資格

「技能実習1号」から「技能実習2号」に在留資格の変更許可を必要とします。

ウ 滞在期間

「技能実習 1 号」・「技能実習 2 号」合わせて 3 年以内。

通常「技能実習 1 号」1 年間、「技能実習 2 号」2 年間で実施。

エ 修得技能等の評価

「技能実習 1 号」期間中の技能の修得度を評価するもので、JITCO が認定し公表した公的評価システムに基づいて行われます。

漁船漁業の場合、大日本水産会が作成・実施している評価システムが JITCO の認定を受けており、このシステムが修得技能等の評価に活用されています。

オ 在留状況の評価

「技能実習 1 号」中の状況や生活態度を含め実習の実施状況の評価します。具体的には JITCO が実習実施機関等について実地調査等を行い、実習実施機関からの報告、技能実習指導員・生活指導員との面接調査等に基づいて評価します。

カ 技能実習計画の評価

技能実習計画が、「技能実習 1 号」中の成果を踏まえ目標とする技能等に到達するステップとして適当な内容であるかどうか、JITCO において評価します。

<注>JITCO は上記エ、オ、カの評価結果を入国管理局に報告することとされており、これらの報告がなければ在留資格の変更が許可されません。(平成 9 年 4 月 24 日付け制度改正)

キ 受入れ機関の条件

①労働組合等 (p47 の IX. 4. 技能実習制度協議会を参照。) に加入し、日本人と同等の報酬を受けることを条件とする雇用契約を、技能実習希望者との間で締結すること。

②「技能実習 2 号」の実習が「技能実習 1 号」の実習と同一機関（企業）で実施されること。

③技能実習生の宿泊施設や帰国旅行費等の帰国担保措置が確保されていること。

④技能実習の修了による帰国に際し、あるいは技能実習の継続が不可能になった場合は、JITCO を通じ地方入国管理局に報告すること。

⑤過去最大 5 年間、外国人の技能実習等で不正行為がなかったこと。

ク 家族呼び寄せの制限

技能実習期間は同居を目的とした家族の入国、在留は認められませんが、予め再入国の許可を受けたうえで一時帰国が認められます。

ケ 帰国の担保

技能実習生は技能実習修了後確実に帰国する必要があり、監理団体は、以下のよ
うな帰国担保措置をとることになります。

・帰国のための宿泊施設の確保

・帰国旅費、出国便の手配等帰国の手段の確保

・技能実習生が帰国した場合又は技能実習の継続が不可能になった場合は、地方入国管理局に報告し、JITCO にその写しを提出します。

・実習修了後の在留資格の変更は認められませんので、引続き在留することはできません。

コ 「技能実習 2 号」移行への申請時期の確認

①移行希望申請書の提出期限

原則として「技能実習 1 号」期間満了の 4 ヶ月前までに JITCO へ申請します。
修得技能の評価はおおむね「技能実習 1 号」期間の 4 分の 3 が経過してから行います。「技能実習 1 号」の期間が 1 年間となっていますので「技能実習 1 号」での在留がほぼ 9 ヶ月経過した時点で評価試験を行います。

②在留資格変更の申請

「技能実習 1 号」期間満了のおおむね 1 ヶ月前までに地方入国管理局に申請します。JITCO では申請書類を点検の後、入国管理局への申請の取次ぎをします。

③申請書等の取り纏め提出

移行希望の申請、在留資格の変更申請等は本来技能実習生本人が行うべきものですが、実際上困難であるので、監理団体が取り纏めて JITCO へ提出します。
なお、在留資格変更許可申請書の署名は技能実習生本人が行います。

(2) 初級試験及び技能実習 2 号への移行の実際

ア 「技能実習 1 号」修了予定の 5 ヶ月前までに監理団体は「受験申請事前情報」を FAX で JITCO 本部に提出します。

イ 「技能実習 1 号」終了予定の 4 ヶ月前までに監理団体は「技能実習 2 号移行希望申請書」等の書類一式を JITCO 本部に提出します。

ウ 監理団体の漁協を指導・監督する中央漁業団体宛に「漁船漁業技能評価試験受験申請書」、「受験票」、「技能実習 1 号実施計画書の写し」を郵送し、漁業技能実習制度協議会に進達してもらいます。

エ JITCO から修得技能等の評価試験の受験申請に関する書類が送付されてきますので、試験実施機関である一般社団法人大日本水産会と技能評価試験の受験日程合せを行い、受験日が決定したら JITCO に連絡します。

オ 漁船漁業技能評価試験を受験します。

カ 数日後、合否判定通知が一般社団法人大日本水産会より監理団体に通知されます。

なお、不合格の場合は 1 回に限り再試験を受験することができます。

キ 技能実習 2 号移行希望申請時に提出された書類をもとに JITCO において修得技能等の評価及び技能実習計画の評価が行われます。

ク 技能実習 2 号へ移行となりますので、速やかに地方入国管理局に対して、各種在留資格の手続きを行います。（*前項のコ②を参照。）

ケ 技能実習 2 号に移行後は、速やかに JITCO 地方駐在事務所に技能実習 2 号移行報告書を提出します。

- コ 変更許可された日から 14 日以内に技能実習生本人が住所のある市町村役場で外国人登録の変更登録を行います。
- サ JITCO 地方駐在事務所担当者が巡回し指導を行います。巡回指導の結果は必要に応じ関係行政機関に報告することになります。

(3) 中級試験及び専門級試験の受験の実際

これらの技能評価試験（上位級試験といいます。）は、監理団体及び技能実習生（技能実習 2 号）が、それぞれの年度修了時に習熟度を測るために受験する試験であり、基本的に JITCO に対する受験申請手続きはありません。

- ア 監理団体の漁協を指導・監督する中央漁業団体宛に「漁船漁業技能評価試験受験申請書」、「受験票」、「技能実習 2 号実施計画書（中級受験時は 2 号 1 年目、専門級受験時は 2 号 2 年目）の写し」を郵送、漁業技能実習制度協議会に進達してもらう。
- イ 試験実施機関である一般社団法人大日本水産会と技能評価試験の受験日程の打合せを行います。
- ウ 漁船漁業技能評価試験を受験します。
- エ 数日後、合否判定通知が、一般社団法人大日本水産会より監理団体に通知されます。
不合格の場合は 1 回に限り再試験を受験できます。なお、初級試験とは異なり、不合格になったから帰国させられるということはありません。

受験の流れは以上ですが、各年度終了時に必要な在留手続きについては、受験の有無に拘らず忘れずに行います。

(4) 漁業技能実習制度協議会に提出する書類について

これらの書類は、技能実習 1 号から同 2 号への移行の際に必要なもので、下記に記載例を紹介します。なおこの書類は、業界内での技能実習制度の監理のため必要となりますので、忘れずに中央漁業団体を通じて提出するようにしてください。

- ア 提出者
技能実習生の受入れ船主を取り纏める漁業協同組合
- イ 提出経路
漁業協同組合→中央漁業団体の地方会員組織→中央漁業団体→実習制度協議会
- ウ 提出書類（例）
 - ①進達書（*中央漁業団体が作成します。）
 - ②漁船漁業技能評価試験受験申請書
 - ③受験票
 - ④技能実習実施計画

漁船漁業技能評価試験について（進達）

年 月 日

漁業技能実習制度協議会 御中

〇〇漁業協会 印
(取り纏め責任者)

現在、〇〇漁業協同組合で実施されている〇〇漁業に関する技能実習について、別紙の通り、〇〇級試験の受験を希望致しますので、進達致します。

記

- ・ 受験申請書
- ・ 受験票
- ・ 技能実習 1 号実施計画書の写し (※初級受験時)
- ・ 技能実習 2 号実施計画書(1 年目)の写し (※中級受験時)
- ・ 技能実習 2 号実施計画書(2 年目)の写し (※専門級受験時)

以上

(記載例)

漁船漁業技能評価試験受験申請書

- ・写真添付
(ﾀﾞｲ 4cm×ｺﾞｺ 3cm)
- ・無帽、正面上半身
- ・申込 6 ヶ月以内
撮影

・受験番号 _____

・特定漁業名 _____ 漁業

・受験等級 _____ 初級 _____ 中級 _____ 専門級

(該当するものに○)

受験者氏名 (生年月日)	
受験者住所	
技能実習実施機関 (実習を行う船名)	
監理団体	団体名 住所
技能実習開始日 技能実習終了日	平成 年 月 日 平成 年 月 日 (技能実習 1 号、同 2 号 1 年目又は 2 年目の期間を記載。)
その他	受験申請には、この申込書の他、受験票、技能実習実施計画書を添付の上、別途、漁業中央団体経由にて漁業技能実習制度協議会宛てに提出してください。

(記載例)

受 験 票	
*受験番号 記入しないでください	<ul style="list-style-type: none">・ 写真添付 (ﾀｲ 4cm×ヨｺ 3cm)・ 無帽、正面上 半身・ 申込前 6 ヶ月 以内撮影

・ 特定漁業名	
_____	漁業
・ 受験等級 (○で囲む。)	
初級 中級 専門級	
カタカナで氏名のみ記入	
氏 名	_____
・ 試験日時	月 日 時～
・ 試験場所	
注意：*欄は記入しないこと。	

技能実習実施計画書について

*下記に記された書類の写しを、併せてご提出ください。

初級試験受験の場合	技能実習 1 号実施計画書の写し
中級試験受験の場合	技能実習 2 号 (1 年目) の実施計画書の写し
専門級試験受験の場合	技能実習 2 号 (2 年目) の実施計画書の写し

(5) その他

大日本水産会では、漁船漁業職種の各作業を勉強するためのテキスト、安全講習用テキスト、漁業用語集を配布しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

VIII. 技能実習に係る法律等

1. 各法律の紹介

(1) 出入国管理及び難民認定法

この制度を保障している根拠です。技能実習生の要件等を定めています。

(2) 所得税法

日本国内で所得を得た場合に、その一部を税金として納める法的根拠です。

大抵の場合は、源泉徴収になっています。

(3) 地方税法

技能実習生が国内で居住する地方自治体に支払う税金（住民税）が定められています。

(4) 健康保険法

事業所の雇用労働者及びその被扶養者を対象とする健康保険について定めている法律です。月々の健康保険料を支払います。

(5) 厚生年金保険法

日本の民間企業の労働者が加入する年金保険について定めた法律です。

月々の厚生年金保険料を支払います。

(6) 労働基準法

労働に関する規制等を定める法律です。労働者扱いとなる技能実習生に対して、労働条件を明示することが求められます。

なお、JITCOには漁船漁業職種用に作成した「雇用条件書」様式（各国言語対応）がありますので、これを参考とすることができます。

(7) 労働安全衛生法

労働者の安全と衛生を確保することを目的に定められた法律です。

技能実習生に対し、安全衛生教育や健康診断を受けさせることが求められます。

(8) 船員法

船員として日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員の雇入契約や給料、労働時間、有給休暇等を定めた法律です。

なお、この船員法関係で必要な船員手帳の交付申請手続きを別段に記載します。

(9) 船員保険法

船員という海上労働の特殊性に鑑み、陸上の保険とは別に作られた保険法です。

(10) 最低賃金法

事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障する法律です。

詳しくは p16 の II. 1. (2) 雇用契約、賃金及び講習手当の支給を参照。

(11) 職業安定法

職業紹介事業等を行うことにより、各人の能力に適合する職業に就く機会を与えることを目的にした法律です。陸上の職種や、漁船漁業の定置網漁業等に外国人技能実習生を迎え入れる際には、地方労働局に雇用の届出を行います。

(12) 船員職業安定法

船員職業紹介事業等を行うことにより、各人の能力に適合する船員の職業に就く機会を与えることを目的にした法律です。外国人技能実習生を迎え入れ、各船主へ紹介しようとする場合には、船員職業安定法第 34 条に基づいて、無料の船員職業紹介事業の許可を受ける必要があります。

(13) 漁業法

漁業について定める法律です。漁業権や漁業調整規則等が定められています。

(14) 水産業協同組合法

漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、水産業の生産力の増進を図ることを目的にした法律です。漁船漁業技能実習では、この法律で定められた漁業協同組合のみ、外国人技能実習生を受入れることができます。

2. 船員法における船員手帳交付申請手続き

技能実習生は、雇用契約の締結後、船員として実習実施機関の所有する船員法適用船舶に乗り組む場合には、船員法第 50 条第 3 項、同法施行規則第 28 条及び第 29 条に基づき、船員手帳を受有しなければなりません。

(1) 交付申請

漁業者は、別に定める書式により実習生に係る外国人船員手帳の交付申請手続きを所轄の地方運輸局にて行います。

また、所轄の地方運輸局に申請する書類とは別に、実習生リストを事前に一般社団法人大日本水産会経由で国土交通省海事局に提出します。

(2) 申請書類

船員手帳の交付申請をしようとする場合は、下記の書類を添付して同法施行規則第 12 号書式による申請書を提出します。

- ア 船舶所有者の発行する技能実習生としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証明する書類
- イ 旅券の呈示並びに氏名、国籍及び生年月日を証明する当該国の領事官の証明書
- ウ 申請の日前 6 ヶ月以内に撮影された自己の写真（縦 5.5cm、横 4cm の単独、無帽かつ正面上半身のもので、台紙にはらないもの）2 枚
- エ 技能実習生に適用する労働協約書写し 1 部

(3) 雇入契約の届出

技能実習生に係る外国人船員手帳の交付を受けた後、船員法施行規則第 18 条に基づき、所轄の地方運輸局等の事務所において地方運輸局長に対し雇入契約の成立の届出をします。その際、健康診断書の確認があるので、船舶に乗り組む技能実習生は、現に有効な健康診断書を受有しておく必要があります。

(4) 就業規則の届出

漁業者は、船員法第 97 条及び同法施行規則第 69 条、第 70 条に基づき技能実習生に係る就業規則 2 通を作成し、所轄の地方運輸局長に届出ます。

なお、上記によらない場合は、所轄の地方運輸局担当者と相談の上、適切な処置を講ずるようにします。

*実習生リストについて

- ・リストは、船員手帳の申請を受理する地方運輸局担当者の便宜を図るため、事前に国土交通省海事局に提出し、申請先の地方運輸局に転送してもらいます。
- ・リストは、船員手帳の申請時に 1 回、技能実習 1 号から 2 号への移行時（正確には技能評価試験の合格通知受領時）に再度、計 2 回提出します。
- ・リストには、監理団体名、実習生の氏名（フリガナ）、生年月日、国籍、雇用主、技能実習 1 号（2 号）の期間、乗船船舶の明細（船名、総トン数）、船上指導者名、漁業地域、労災保険加入の有無を記載します。

実習生リスト

〇〇漁協（〇〇県〇〇市）

番号	氏名	生年月日	国籍	雇用主	雇用期間	船名	総トン数	船上指導者名	漁業地域	労災保険加入の有無

IX. 技能実習制度の関係機関

1. 国際研修協力機構（JITCO）

（1）JITCO の役割

公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）は、平成3年9月に設立され、10月1日から業務を開始しています。法務、外務、厚生労働、経済産業及び国土交通の5省共管による公益財団法人です。

JITCO は、技能実習制度の中核機関として、技能実習制度の健全な拡大と発展を図る使命と役割を担っており、外国人技能実習生の受入れを行う団体・企業に対して総合的な支援、適正な技能実習実施のための助言・指導、その他、制度推進のために各種業務及び各種サービスを行っています。

（2）JITCO の業務

ア 監理団体は技能実習生受入れ計画を具体化する準備を開始しますが、その一つに在留資格認定証明書交付申請のための書類の作成があります。JITCO は書類作成の助言と書類の点検をします。

イ 地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行う場合、申請人（監理団体）に代わり申請の取次ぎをします。ただし、JITCO の賛助会員に限ります。

ウ 技能実習生受入れに先立ち、現地に赴いて監理団体、実習実施機関等関係者に対し、受入れに当たっての心得、遵守すべき事項等を指導します（水産庁、大日本水産会と同行）。

エ 講習に必要な教材、外国人技能実習生総合保険への加入等について助言します。

オ 技能実習生の在留中に生じるあらゆる問題について助言します。

カ 在留期間更新許可申請にかかる書類の点検及び申請の取次ぎをします。

キ 技能実習2号への移行に関する業務を行っています。

- ・技能実習1号から技能実習2号に移行する場合の相談、支援
- ・技能実習1号修了予定日4ヶ月前までに提出される技能実習2号移行希望申請の受理
- ・技能実習1号の修得技能等の評価のための受験申請手続きの支援
- ・調査相談員による在留状況の現地調査
- ・技能実習成果、在留状況及び技能実習計画の評価並びに地方入国管理局長宛通知
- ・実習実施機関に対する労働法令遵守の指導と周知徹底
- ・在留資格変更許可申請書類の点検・取次ぎサービス

ク 技能実習実施に関する各種相談・巡回指導を行います。

ケ 技能実習生の帰国、失踪等の報告を受け地方入国管理局に報告します。

コ 技能実習生の帰国について助言・指導します。

2. 行政機関

漁船漁業業技能実習制度については、多くの行政機関の指導のもと行われています。

行政機関	主な業務
法務省 入国管理局入国在留課	出入国管理及び難民認定法の基づく 技能実習生の入国及び在留の管理
厚生労働省 職業能力開発局外国人研修推進室	労働関係全般 外国人技能実習（能力開発）の指導・ 監督・援助
国土交通省 海事局船員政策課	船員の雇用及び労働関係全般
農林水産省 経営局就農・女性課 水産庁漁政部企画課（漁業労働班）	農林水産業及び食品業界への外国人 技能実習生受入れに関する指導
海上保安庁	海上治安の維持、指導取締り
関係市町村	居住地の届出

3. 監督官庁

上記で紹介した関係機関のうち、漁船漁業技能実習における監督官庁は水産庁ですので、水産庁の指導に従いながら、技能実習を行うことになります。

水産庁は、次頁以降に記載している「漁業技能実習制度協議会」の構成員として、同じく構成員である大日本水産会、国際研修協力機構、全日本海員組合が行う、技能実習制度を利用する船主、生活指導員等を対象として必要に応じ開催される現地指導会に同行し、指導を行っています。

4. 漁業技能実習制度協議会

(1) 漁業技能実習制度協議会について

漁業におけるパイロット事業としての外国人研修（在留期間1年の旧制度）の受入れは、平成4年に宮崎県南郷町のかつお一本釣り漁業で初めて実施し、これに対応するため大日本水産会、関係中央団体、全日本海員組合及び関係省庁等が参加して「漁業研修・実習制度研究会」を大日本水産会内に設置し、平成7年12月に大日本水産会は、漁業技能評価試験制度のかつお一本釣り及びまぐろはえ縄漁業作業における外国人研修・実習制度の技能評価システムとして、国際研修協力機構の認定を受け、最長3年間研修・技能実習を行うことが出来るようになりました。

さらに平成8年に「漁業研修・実習制度研究会」は「漁業研修・技能実習制度協議会」として、研修・技能実習制度の円滑且つ適切な運営を図る目的で発展的に改組され、その後、いか釣り漁業、まき網漁業、底曳網漁業、流し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業の各作業認定を受け、平成22年までの17年間パイロット事業の位置付けで行われてきました。

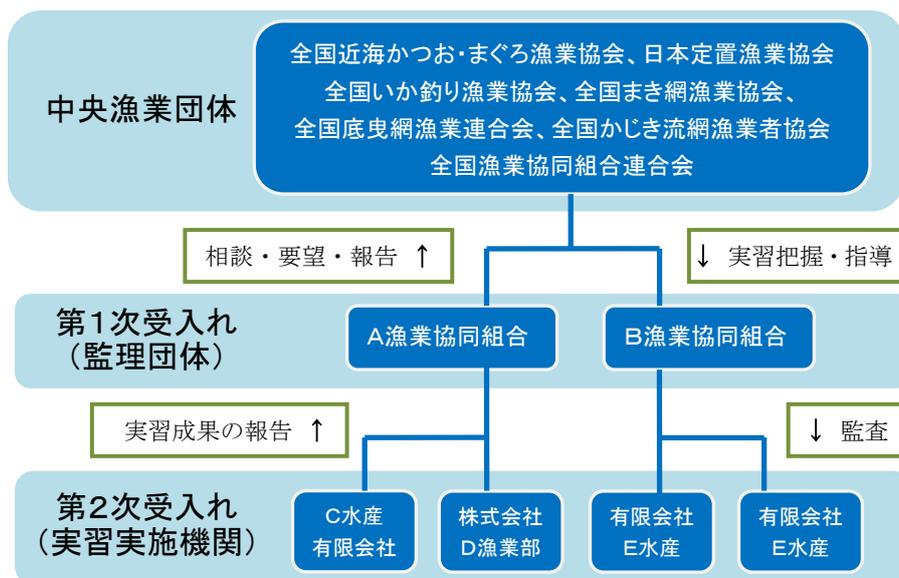
大日本水産会は、この間幾度となく漁業研修・実習制度をパイロットの位置付けから外すよう求めてきましたが、法務省は、条件として地方公共団体による監理体制を上回る監理体制の構築を漁業界に求めました。水産庁は「漁業実習制度協議会」を設立して制度全体を監理運営し、漁業協同組合を一次受入れ船主等を二次受入れとし、漁業中央団体が一次、二次受入れと連携して監理し、同時に船主又は一次受入れは海員組合等の労働組合と労働協約を結んで監理する体制を法務省に提示し、平成22年7月1日に「出入国管理及び難民認定法」における外国人研修・実習制度の改正に係る部分が施行され、同時にパイロットの位置付けが外れて、水産業協同組合法による漁業協同組合が一次受入れ機関として技能実習を行えるようになりました。

平成23年4月より「漁業研修・実習制度協議会」は「漁業実習制度協議会」に改組し、関係省庁指導の下、漁業実習制度全体の監理体制の強化・充実を図っております。

漁業技能実習制度協議会構成員

	団体名		団体名
1	全国底曳網漁業連合会	8	全日本海員組合
2	全国近海かつお・まぐろ漁業協会	9	国際研修協力機構
3	全国いか釣り漁業協会	10	農林水産省経営局
4	全国かじき流網漁業者協会	11	水産庁漁政部
5	全国漁業協同組合連合会	12	国土交通省海事局
6	全国まき網漁業協会	13	大日本水産会
7	日本定置漁業協会		

漁業技能実習制度協議会 組織体制



(2) 中央漁業団体の果たすべき役割

水産業協同組合法による漁業協同組合が一次受入れとなる新たな制度へ移行したことで、漁業中央団体の果たす役割が重要になっております。

平成 22 年入管法改正以降、監理団体の要件として、「営利を目的としていないこと」及び「責任や監理を担うこと」が法律で明記されており、監理団体、実習実施機関、あつせん機関又はその役員、経営者等が、技能実習に係る不正認定を受けた場合、一定期間(1年～5年)受入れが出来なくなります。

今後、技能実習を円滑に推進する為に漁業中央団体は、

- ア 実習制度の実態把握
- イ 関係法令の周知徹底
- ウ 漁業協同組合の監理実施状況の把握
- エ 受験資格の審査
- オ 関係者との調整作業

等の役割を担います。

これら漁業中央団体は、収集した情報を基に漁業実習制度協議会で協議を行い、漁業協同組合や船主へ指導内容や協議事項等をフィードバックし周知徹底することで、技能実習制度の円滑な運営の橋渡し役を務めます。

(p63 の漁業技能実習制度協議会会則 (参考資料 5) 参照。)

以上

参考資料 1

[標準例]

技能実習事業に関する協定書

〇〇国〇〇（以下「送出し機関」という。）と日本国〇〇（以下「監理団体」という。）は、日本国の諸法令に基づき日本国において実施する〇〇漁業の技能実習事業について、次の通り締結する。

（目的）

第 1 条 技能実習事業は、技能実習生が日本の漁業が有する技術、技能又は知識（以下「技能等」という。）を修得し、〇〇〇〇国に技能等の移転を図り、もって〇〇〇〇国の産業経済の発展に資するとともに、両国間の相互理解と友好親善の推進を図ることを目的とする。

（技能実習期間）

第 2 条 日本国内において技能実習を行う期間は、技能実習 1 号として入国し、1 年を超えない期間で実習を行う。ただし、技能実習 1 号から同 2 号への移行を行う場合にはこの限りではない。

（滞在期間）

第 3 条 送出し機関、技能実習生所属企業、技能実習生、監理団体及び実習実施機関が同意し、かつ、技能実習生が公益財団法人国際研修協力機構の実施する修得技能等の評価と技能実習計画の評価を受け、技能実習 2 号に移行することが可能となった場合には、3 年以内とすることができる。

（技能実習方法）

第 4 条 日本国における技能実習は監理団体が作成する技能実習計画に基づいて実施する。

2. 技能実習計画は、技能実習計画書、技能実習実施予定表によって構成される。
3. 日本国における技能実習は、講習と技能修得活動により実施することとし、時間の割合は、日本国の法令の定めるところにより、技能実習計画により定める。
4. 監理団体は、技能実習生が技能修得活動を開始する前にオリエンテーションと講習を実施し、技能修得活動は実習実施機関である漁船所有者（以下「技能実習受諾船主」）に委託し、漁船に乗船して行う。

（技能実習指導員及び生活指導員）

第 5 条 監理団体は、技能実習生が修得しようとする技能等について 5 年以上の経験を有する技能実習指導員を必要人数配置するとともに、技能実習生の生活面の相談や支援に当たる生活指導員を 1 名以上配置する。洋上での技能実習においては、漁労長を技能実習指導員に、船長を生活指導員に任命する。

（技能実習生の要件）

第 6 条 技能実習生となる者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 〇〇〇〇国内において漁業に従事し、又は同業務に 2 年以上従事している者
(外国の公的機関が養成する水産高校等の卒業生を含む。)
- (2) 日本国における技能実習を終了して帰国後に、復職が確実に保証されている者
- (3) 技能実習生としての使命を自覚し、実習意欲の高い者
- (4) 〇〇〇〇国の国又は地方公共団体から推薦を得られる者

- (5) 高校卒業又はそれと同等以上の学校を卒業した者
- (6) 満 18 歳以上満 30 歳以下の年齢の者
- (7) 過去、日本国における技能実習経験の無い者
- (8) 技能実習に耐え得る健康な心身を持つと認められ、かつ、歯科治療を必要とするおそれの無い者

(技能実習生の選任方法)

第 7 条 技能実習生の選任は、第 6 条の要件を満たす者の中から、監理団体が提示する条件に従って、監理団体が技能実習生候補者となる適任者を選任する。

- 2. 監理団体は、技能実習受諾船主と協議の上、適任者の中から技能実習生候補者を決める。

(技能実習生の待遇)

第 8 条 日本国における技能実習期間中は、日本における生活に必要な実費を手当として毎月 1 回、定期日に本人に直接支給する。

- 2. 技能実習のために日本国内の移動費用が生ずる場合は、技能実習手当として別に実費を支給する。
- 3. 技能実習期間中の宿泊施設については監理団体側で用意し、講習期間中は技能実習生に対し無償で貸与する。また、労働協約締結後に宿泊費を徴収する場合にあっては、かかる費用を明らかにした上で徴収を行うものとする。
宿泊施設については、通常生活に必要なとする付帯設備を備えたものとする。

(送出し機関の役割と義務)

第 9 条 送出し機関は、本協定書の他の各項で定めるほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に対する事務担当者又は連絡担当者を置くこと
- (2) 第 7 条に規定する技能実習候補者となる適任者の選任
- (3) 第 6 条 (8) のための健康診断及び歯科診断
- (4) ○○○○国内におけるオリエンテーション、日本語教育等のための○○時間以上の事前講習の実施
- (5) 日本国政府に提出する説明書等の準備
- (6) その他監理団体との連絡調整等本技能実習事業の円滑な推進に必要な事務

(監理団体の役割と義務)

第 10 条 監理団体は、本協定書の定める他の条項で定めるほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に対する事務担当者又は連絡担当者を置くこと
- (2) 技能実習生来日及び在留のための日本国政府に対する法的諸手続き
- (3) 技能実習生用の宿泊施設及び安全衛生上必要な措置を講じた技能実習施設の確保
- (4) 技能実習計画に基づく適正な技能実習の実施
- (5) 受入れ船主の監理及び指導等
- (6) その他送出し機関との連絡調整等本技能実習事業の円滑な推進に必要な事務

(送出し管理費の内訳)

第 11 条 技能実習事業の推進に関し、送出し機関側で要する費用（以下「送出し管理費」という。）は、次のとおりとする。

[技能実習生が日本へ出発するまでの諸経費]

- (1) 派遣前健康診断に要する費用
- (2) 日本語学習、日本在留のための生活指導等の事前講習に要する費用
(本邦外において監理団体が実施する講習に係る費用は受入れ管理費とする。)

- (3) 監理団体又は実習実施機関との連絡・協議に要する費用
(船員職業紹介・職業紹介に係る費用を除く。)
- (4) 技能実習生を派遣する企業との連絡・調整に要する費用
(船員職業紹介・職業紹介に係る費用を除く。)
- (5) 送出し機関が我が国に職員を派遣するなどして行う技能実習生に対する相談・支援・生活指導の補助に要する費用 (送出し機関が補助的に実施する場合)
- (6) 技能実習生に事故があった場合の対応に要する費用
- (7) 技能実習生の送出し業務を実施するために必要な人件費、事務所経費等の管理的な費用 (船員職業紹介・職業紹介に係る費用を除く。)
- (8) 旅券及び査証手数料
- (9) 派遣前及び帰国後の国内移動旅費
- (10) 派遣前の歯科診断費用及び健康診断費用

(受入れ監理費の内訳)

第12条 技能実習事業の推進に関する監理団体側で要する費用 (以下「受入れ監理費」という。) は、次のとおりである。

- (1) 講習の実施に関する費用
(本邦外において監理団体が実施する講習を含む。)
- (2) 監査の実施に関する費用
- (3) 訪問指導等の実施に関する費用
- (4) 送出し機関との連絡・協議に要する費用
- (5) 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用
- (6) 実習実施機関及び技能実習生に対する相談・支援に要する費用
- (7) 倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用
(船員職業紹介・職業紹介に係る費用を除く。)
- (8) 技能実習事業を実施するために必要な人件費、事務所経費、会議費等の管理費的な費用
- (9) 実習実施機関の選定に要する費用
- (10) 説明会開催等の受入れ準備に係る日本国内で要する費用
- (11) 技能実習計画に定めた技能実習実施に要する費用
- (12) 技能実習事業に係る打ち合わせ及び状況視察等、送出し国訪問に要する費用
- (13) その他、本事業推進のために監理団体側で発生する費用

(費用の負担)

第13条 技能実習に要する費用のうち、実習実施機関で負担する費用は次のとおりである。

- (1) 社会保険料及び労働保険料 (いずれも事業主負担分)
- (2) 公益財団法人国際研修協力機構の「外国人技能実習生総合保険」の加入等、技能実習中の事故等の場合における保障措置に係る費用
- (3) 健康診断に要する費用 (特殊健康診断を含む。)
- (4) 福利厚生費用
- (5) 教育訓練費用 (技能実習2号への移行に必要とされる技能評価試験費用等)
- (6) 日本語教育費用 (監理団体が実施する講習以外で技能実習に必要とされるもの)
- (7) 労働安全衛生法に基づく免許、講習等の取得費用

(送出し管理費の取扱い)

第14条 監理団体が、第11条の送出し管理費の一部を負担することとした場合には、双方で相当と認められた金額を送出し機関側に送金する。

2. 技能実習期間中の送出し管理費として監理団体側が負担する金額は1名あたり月額〇〇〇円とする。

3. 監理団体は実習実施機関から毎月送出し管理費を徴収し〇ヶ月に一度纏めて送出し機関に送金する。
4. 送出し管理費の取扱いについては専用口座を設置し技能実習生に支給する技能実習手当と明確に区別するとともに技能実習手当から徴収しないものとする。

(技能実習生の義務)

第 15 条 送出し機関は、技能実習生に対して、日本国における滞在中、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 技能実習生は技能実習計画に基づく技能実習指導員の指導に従い、技能実習を誠実な姿勢で受けなければならない
- (2) 技能実習生は技能実習により修得した技術等を帰国後復職した職場で有効に活用し母国の産業経済の発展に寄与しなければならない
- (3) 技能実習生は技能実習のための日本国滞在を単身で行い同居を目的とした家族の呼び寄せをしてはならない
- (4) 日本国における技能実習期間中一時帰国する場合は監理団体及び技能実習受諾船主の了解を得なければならない
- (5) 日本国における技能実習期間中は収入や報酬を伴う活動、政治活動及び布教活動を行ってはならない
- (6) 技能実習生は日本国における技能実習修了後第 3 条に定める場合を除き、速やかに帰国しなければならない。

(技能実習の中止)

第 16 条 第 6 条に違反していることが明らかになった場合、監理団体は当該者の技能実習を中止させ帰国させることができる。この場合、第 11 条の規定に拘らず帰国旅費に加え、来日旅費も送出し機関側の負担とする。

2. 監理団体は、本協定書に反する事実が判明した場合、あるいは技能実習生自身の責任に帰する原因又はその他の原因によって技能実習を継続することが不可能又は不適當と判断した場合、当該技能実習生の技能実習を中止させ、帰国させることができる。

(事故・犯罪等への処置)

第 17 条 技能実習期間中に技能実習生に関する事故・犯罪等が発生した場合、監理団体は送出し機関に対し速やかにその事実を連絡するとともに、日本国の諸法令に従い両機関の協議により適切に処理する。

(協定書附属覚書)

第 18 条 本協定書に規定するものの他、技能実習事業に必要な具体的内容は、別途「技能実習事業に関する協定書附属覚書」に定める。

(協定書の解釈等)

第 19 条 本協定書の条項に解釈上の疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、技能実習事業の目的に則り、両機関の協議により決める。

(紛争の処理)

第 20 条 技能実習事業に関し紛争が生じた場合には、技能実習事業の趣旨及び日本国の諸法令を尊重し、かつ、友好関係を損なわないよう配慮しつつ、送出し機関と監理団体の協議により解決するよう努力する。やむを得ない場合は、日本国の裁判所による判断に従う。

(協定書の発行時期等)

第 21 条 本協定書は署名の日から発効する。ただし、日本国政府により本協定の内容に抵触する条件又は本協定に定めのない事項が指定された場合、監理団体は送出し機関に対し速やかに当該内容を文書で通知する。以後、当該内容については本協定に優先して適用するものとする。

(協定書の終了)

第 22 条 本協定書の終了を希望する場合は、文書をもって通知する。この場合、通知のあった日を含む技能実習の終了をもって本協定書の効力を失うこととする。

以上について両機関は合意し、協定書の正文として日本語文により 2 通作成し、署名する。両機関は各一通を保有する。

(送出し機関)
○○○○国○○○○
代表者○○○○

署名 _____

(監理団体)
日本国○○○○
代表者○○○○

署名 _____

○○○○年○月○日 於○○国○○○○

参考資料2
[標準例]

技能実習事業に関する協定書附属覚書

(技能実習生適任者の選任)

第1条 技能実習事業に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条に定める監理団体の提示は、技能実習生入国予定日の概ね〇ヶ月前までに行う。

2. 送出し機関が技能実習生候補者の選任をした場合は、別添「経歴書」を監理団体に送付する。

(送出し機関が用意する書類等)

第2条 協定書第7条第2項の技能実習生候補者が決まった場合、送出し機関は次の書類を速やかに整え、監理団体に送付する。

(1) 技能実習生候補者に関するもの

ア 6ヶ月以内に撮影された同一のネガによる写真 2葉

イ 経歴書

ウ 最終学歴の卒業証明書

エ 旅券の身分事項欄写し

オ 健康診断書及び歯科診断書

(2) 技能実習生所属企業に関するもの

ア 企業の概要書

イ 企業の登記簿謄本の写し

ウ 技能実習生候補者の在職証明書

エ 技能実習生候補者に対する派遣状

(3) 送出し機関に関するもの

ア 送出し機関の事務担当者又は連絡担当者の所属部署名、氏名、電話・FAX番号

イ 〇〇国内における事前講習計画書

2. この他に必要書類等が生じた場合、監理団体は送出し機関に対しFAXにより連絡する。送出し機関は可及的速やかに監理団体に送付する。

3. 連絡に使用する言語は、原則として日本語又は〇〇語とする。

(手当)

第3条 協定書第8条第1項の手当は、食費と滞在費（諸雑費）で構成する。

2. 手当は、技能実習を委託する船主を通じて支払う。

3. 手当の額は、1人あたり月額〇万円（食費〇万円、滞在費〇万円）とする。

4. 技能実習のために要する日本国内の交通費は、毎月実費を精算する。

(外国人技能実習生総合保険)

第4条 協定書第12条(6)の外国人技能実習生総合保険における保障内容は、次のいずれかとする。

[Aタイプ]

傷害死亡・後遺障害 700万円 傷害治療費用 100万円

疾病死亡 700万円 疾病治療費用 100万円

賠償責任 3,000万円 救援者費用 200万円

[Dタイプ]

傷害死亡・後遺障害 700万円 傷害治療費用 300万円

疾病死亡 700万円 疾病治療費用 300万円

賠償責任 3,000万円 救援者費用 200万円

(送出し機関の同意)

第5条 協定書第3条については、文書による送出し機関の同意を得ることとする。

(覚書の有効期間)

第6条 技能実習事業に関する協定書附属覚書の有効期間は、〇〇〇〇年〇月までとする。

以上について両機関は合意し、正文として日本語により2通作成し、署名する。両機関は各1通を保有する。

(送出し機関)
〇〇〇〇国〇〇〇〇
代表者〇〇〇〇

署名 _____

(監理団体)
日本国〇〇〇〇
代表者〇〇〇〇

署名 _____

〇〇〇〇年〇月〇日 於〇〇国〇〇〇〇

参考資料 3
[モデル例]

〇〇国漁船漁業技能実習生受入れ事業実施要領・〇〇漁業

1. 事業の目的

この〇〇国漁船漁業技能実習生の受入れ事業は、〇〇が、〇〇国の〇〇から将来有望な漁船漁業に従事する青年を招き、講習と技能修得活動を効果的に組み合わせて、〇〇国の漁船漁業の近代化を推進する人材育成への協力を目的とする。

さらに、技能実習生が日本国内の漁船漁業関係者、受入れ地域の人々と交流することにより、日〇両国間の相互理解と友好親善に寄与することも目的とする。

2. 技能実習生の監理団体

〇〇

3. 技能実習生送出し機関

〇〇国〇〇

4. 技能実習期間

3カ年（平成〇年〇月～平成〇年〇月）

なお、2年目に移れる者は、技能評価試験に合格した者に限る。

5. 受入れ技能実習生数

技能実習生 〇名

6. 募集と選考

技能実習生の募集、選考は、〇〇国の漁船漁業及び漁村の発展に貢献できる素質と、貢献しようとする意欲を持つ者を対象とし、次の条件を満たす者を送出し機関の責任において選抜する。

- (1) 漁船漁業について1年以上の経験を持ち現在も漁船漁業に従事している者で、技能実習修了後も継続して漁船漁業に従事することが約束され、帰国後将来中核的な漁船漁業者あるいは地域漁船漁業の指導者として活躍することが期待される者
- (2) 高等学校を修了した者あるいは同等以上の学力を持つ者で、来日時に18歳以上25歳未満の者。
- (3) 日本における漁船漁業技能実習を完遂する強固な意志と体力を持ち日本の生活に順応できる者
- (4) 日本の法令を遵守し監理、送出し両機関及び実習実施機関の指示指導に素直に従う者
- (5) 日本語の修得に積極性を持ち実習実施機関の関係者並びに地域社会に積極的に融和しようとする意欲のある者

7. 推薦と合格者の決定

送出し機関は、推薦者を決定し、「在留資格認定証明書」取得申請に必要な書類とともに、次の書類を添付の上、監理団体が別途設定する日時までに、監理団体に推薦するものとする。

- ・推薦書
- ・経歴書
- ・健康診断書

監理団体は、推薦者について書類審査の上、合格者を決定し、送出し機関に通知する。

なお、合格者は、監理団体の紹介により実習実施機関と雇用契約を結ぶものとする。

8. 技能実習計画

監理団体は、綿密な技能実習計画を策定し、技能実習事業の円滑かつ効果的な遂行を図るものとする。

技能実習計画、実施要領細則は、別に定める。

9. 実習実施機関（技能実習生受入れ漁船漁業経営体）の選定と登録

監理団体は実習実施機関を選定し、登録する。登録する実習実施機関の資格条件は、次の通りとする。

- (1) 実習実施機関は監理団体の組合員であること
- (2) この技能実習事業の趣旨、目的をよく理解し発展途上国の人づくりに協力するという奉仕的精神を持つ漁船漁業経営体（漁船漁業者）
- (3) 漁船漁業経営及び漁船漁業技術・技能・知識に優れた漁船漁業経営体
- (4) 監理団体が策定する技能実習計画に従って技能実習生を指導できる漁船漁業経営体
- (5) 技能実習生を共に働く仲間の一員として待遇できる漁船漁業経営体
- (6) 技能実習時間は原則として1日8時間とし労働法規に沿った適正な待遇で雇用契約を締結できる漁船漁業経営体（漁船漁業者）
- (7) 監理団体が別に定める講習経費の一部を負担できる漁船漁業経営体

10. 指導と助言

監理団体は、技能実習期間中責任を持って技能実習事業全般を指導監督し、技能実習生及び実習実施機関に対し必要な指導と助言を行う。

11. 傷害・疾病対策

監理団体は、技能実習生の両国間の往復（通常、技能実習生出身国の主要国際空港の発日から帰着日まで）及び日本滞在中の傷害、疾病等に関する事故を保険に付し、求償事故が発生した場合には、所定の保険金額の範囲内で補償する。

また、技能実習生に重大な疾病が発生した場合には、事態を送出し機関に通報するとともに、適切な措置を講ずる。

12. 中途帰国

監理団体は、技能実習生が次の各項に該当する場合には、中途帰国を命ずることができる。

- (1) 故意又は重大な過失若しくは怠慢等の事由により技能実習の継続が不可能あるいは不相当と認められたとき
- (2) 本人自らの都合により中途帰国を申し出たとき

13. 技能実習経費

この技能実習事業に要する次の経費は、監理団体及び実習実施機関が協議の上実習実施機関が負担する。

- (1) 渡航費
技能実習生の国籍の属する国との往復航空費
- (2) 講習費
監理団体が実施する講習に係わる経費
講習中の宿泊費、食費、講師謝金、教材等
実習実施機関への配属旅費、講習時の移動費、その他国内経費
- (3) 講習手当
講習期間中の講習手当
- (4) 保険掛金及び健康診断費用

14. 技能実習報告書

技能実習生は、技能実習修了後監理団体に報告書を提出する義務を負う。

15. 修了証書

監理団体は、実習の修了に際し技能実習生に対し修了証書を授与する。

参考資料 4
[モデル例]

労働協約書

〇〇漁業協同組合（以下「船主」という）と全日本海員組合（以下「組合」という）は、相互の理解と信義に基づき、〇〇漁業の健全なる発展と、外国人漁業技能実習生（以下「技能実習生」という）の秩序ある受入れを図るため、以下の通り、労働協約を締結する。

記

（協約の適用）

第1条 本協約は別紙記載の漁協所属船に乗り組み技能実習制度に基づき就労する技能実習生に適用する。

（有効期間）

第2条 この協約の有効期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。ただし、技能実習生として在留資格受有後はこの許可期間を有効期間に読み換えるものとする。

（非居住特別組合員）

第3条 漁協所属船舶に乗り組む技能実習生は組合の非居住特別組合員（以下「組合員」という。）とする。

（雇用期間の解約）

第4条 船主は、雇用期間中に船主の都合で雇用契約を解約するときは技能実習生に対し基本給の1ヶ月分相当額の手当を支払わなければならない。ただし、懲戒解雇されたとき、職務に関し本人に過失のあったとき、又は不適任であるとき、もしくは本人の都合により解約するときはこの適用を除外する。

（組合費の徴収）

第5条 船主は技能実習生の賃金から組合費を源泉徴収し、組合に納入するものとする。

（訪船活動）

第6条 船主は組合執行部員が船内業務を妨げない範囲内で船舶を訪船することを認める。ただし、予め船長の承認を得るものとする。

（船内の苦情処理）

第7条 船内における苦情は職制を通じて解決するものとする。ただし、船内で解決できないときは船主と組合が協議し解決を図るものとする。

（労働時間及び休憩時間）

第8条 航海中の乗組員の通常の労働時間は1日〇時間以内、1週間について〇時間以内とする。

- 2 操業中は1日について少なくとも〇時間の休憩時間を与える。船長は臨時の必要があるときはこの規定にかかわらず休憩時間を〇日について少なくとも〇時間とすることができる
- 3 停泊中（出入港日を除く。）の労働時間は1日〇時間以内、1週間について〇時間以内とする。
- 4 前各項目の労働時間を原則とし、日本人船員の労働協約又は就業規則に定める労働時間を準用するものとする。

(例外規定)

第9条 次の作業に従事した時間は労働時間に算入しない。

- (1) 人命、船舶もしくは積荷の安全を図るため、又は人命もしくは他船を救助するための作業
- (2) 防災訓練・救命艇訓練、その他のこれに類似する作業

(休日)

第10条 技能実習生の休日は日曜日・国民の祝日・年末年始（原則として12月31日から1月3日まで）その他船主と組合が協議して決めた日とする。

- 2 国民の祝日が日曜日と重なったときは翌日を休日扱いとする。
- 3 前各項は航海中・操業中はその適用を除外する。

(有給休暇)

第11条 有給休暇は船員法（省令）の定めに基づき乗船期間1年で○日の有給休暇を付与する。

(賃金の支払い方法)

第12条 船主は技能実習生の賃金を直接本人に全額通貨で支払う。

- 2 船主は技能実習生から請求されたときは、本人に支払う賃金をその同居の親族または本人の収入で生活する者に支払う。
- 3 船主は賃金から家族送金額等を差し引いた残りの金額を直接本人に手渡さなければならぬ。

(賃金からの控除及び相殺)

第13条 船主は賃金を支給する場合、次のものを控除する。

- (1) 所得税
- (2) 船員保険料など公的保険料
- (3) 船主が技能実習生に対して債権を有するときは給料について3分の1を超えない範囲の金額。
- (4) 船主が技能実習生の犯罪行為に基づく損害賠償の請求権により相殺する金額
- (5) 組合費

(賃金の支払い時期)

第14条 基本給（固定給）の支払日は毎月○日とする。ただし、その日が休日のときは前日に繰り上げる。

- 2 船主は技能実習生が雇用期間途中に下船する場合、前各項の規定にかかわらずその日数に応じて賃金を支払う。

(賃金の支払い計算)

第15条 賃金計算の起算日は毎月○日とし、賃金の日割計算は1ヶ月を30日として算出する。

(賃金)

第16条 技能実習生の賃金は、次の通りとする。（別表－1）

- (1) 基本給
- (2) 航海手当
- (3) その他の賃金（手当）

(有給休暇中の賃金)

第 17 条 有給休暇中の賃金は基本給の 30 分の 1 相当額及び食料金を加えたものを 1 日あたりの金額とし精算支給する。

第 18 条 本線に乗船するための旅費はすべて船主が実費負担する。

2 船主は次の場合、本船下船地から居住地までの間の航空機・鉄道・船・バス等の実費を旅費として支給する。

- (1) 契約期間満了後下船する場合
- (2) 傷病で下船する場合
- (3) 船主都合による下船の場合
- (4) その他船主が必要と認めた場合

(船内食料)

第 19 条 船主は技能実習生に対し、乗船中、日本人船員と同様の船内食料を供給する。

(傷病給付及び災害補償)

第 20 条 船主は技能実習生に対し次の通り傷病給付及び災害補償を行う。

- (1) 技能実習生が職務上の事由（乗船中の職務外の事由を含む。）により負傷又は罹病した場合は船員法及び労災保険の定めに基づき給付を行う。
- (2) 技能実習生は職務上の事由（乗船中の職務外の事由を含む。）により死亡した場合又は乗下船（第 18 条各項に該当する場合に限る。）のための旅行中死亡した場合はその遺族に対し船員法及び労災保険の定めに基づき給付を行う。
- (3) 技能実習生が職務上の事由により負傷又は罹病し、その結果機能障害のために元の状態に復帰できない場合は船員法及び労災保険の定めに基づき給付を行う。
- (4) 技能実習生が乗船中に行方不明になった場合は船員法並びに労災保険及び船員保険法の定めに基づき給付を行う。
- (5) 船主は前各項に定めるほか、国際研修協力機構（JITCO）が取り扱う外国人技能実習生総合保険に加入し、技能実習生特約に基づき保険金請求を行い保険金給付を行う。

(葬祭料)

第 21 条 船主は技能実習生が第 20 条第 2 項により死亡した場合船員法並びに労災保険及び船員保険法の定めに基づき給付を行う。

(所持品喪失手当)

第 22 条 船主は技能実習生が乗船中海難に遭遇しその所持品を喪失した場合は、その程度に応じて基本給の 1 ヶ月分相当額の範囲内の金額を所持品喪失手当として支給する。ただし、その際本人が死亡したときはその遺族に対してこれを支給する。

(船内秩序)

第 23 条 技能実習生は常に船内融和に努め、秩序を維持するため次の事項を守らなければならない。

- (1) 上長の職務上の指示命令に従うこと
- (2) 職務を怠り又は他の乗組員の職務を妨げないこと
- (3) 船長の指定する時まで船舶に乗り込むこと
- (4) 船長の許可無く船舶を立ち去らないこと
- (5) 船長の許可無く救命設備その他の重要な属具を使用しないこと
- (6) 船内の食料又は淡水を濫費しないこと
- (7) 船長の許可無く電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと

- (8) 船長の許可無く日用品以外の物品、特に劇薬・麻薬・火薬・凶器等危険物を船内に持ち込み、又は船内から漁船用品や漁獲物を持ち出さないこと
- (9) 船内において争闘乱酔強要その他同僚と喧嘩口論したり粗暴な言動を弄しないこと
- (10) 船内において賭博を行わないこと
- (11) その他船内秩序を乱し危険をもたらすような事をしないこと
- 2 技能実習生は船長・漁労長の許可無く業務関係者以外の者を船内に立ち入らせてはならない。
- 3 技能実習生は業務上において正当な事由なくして他人から不当の金品その他の利益を受け又は饗応を受けてはならない。

第24条 船主は技能実習生が職務上の業務に違反又は法令規則や労働協約に違反したときは懲戒することができる。

- 2 懲戒は次の三種とする。
 - (1) 解雇 即時解雇とする。
 - (2) 減給 基本給の10分の1以内とし期間は3ヶ月以内とする。
 - (3) 戒告 始末書を提出させ将来を戒める。

〇〇年〇月〇日

〇〇漁業協同組合
組合長〇〇〇〇 印

全日本海員組合
組合長〇〇〇〇 代理
〇〇支部長〇〇〇〇 印

別表－1

(基本給その他の賃金表)

区分	基本給	航海日当	その他の賃金(手当)	合計
月額	円	円	円	円

1. 航海日当額については〇〇〇〇船主協会と全日本海員組合が締結した労働協約の定めによる。

日額	国内	員級〇〇欄	円
----	----	-------	---

2. 上記賃金表の(その他の賃金)には労働協約醍条に定める労働時間を超えた場合の対価を含むものとする。

(附則)

第8条(労働時間及び休息时间)の適用について

指摘漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令(漁労則)の適用を受けない漁船については下記のとおり適用するものとする。

記

労働協約醍8条に定める労働時間及び休息时间について、船長は臨時に特に必要と認める場合にはこれを延長することができるものとする。

以上

確認書

〇〇〇〇漁業協同組合（以下「漁協」という。）と全日本海員組合は、〇〇年度の外国人漁業技能実習生が乗り組む漁協所属船並びに受入船主名を下記のとおり確認する。

記

〇〇〇〇漁協所属船及び受入船主名

番号	所属船名	総トン数	受入船主名

以上

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇漁業協同組合
組合長〇〇〇〇 印

全日本海員組合
組合長〇〇〇〇 代理
〇〇支部長〇〇〇〇 印

覚書

〇〇〇〇漁業協同組合と全日本海員組合は、外国人漁業技能実習生の〇〇年度労働協約改訂に伴い下記について覚書をする。

記

1. 賃金（別表－1）
技能実習生に支払う合計金額〇〇〇〇円は技能実習機関中・航海中・停泊中（ドッグを含む）を問わず漁協が保障するものとする。
2. 作業用品の支給
ヘルメット、合羽（上・下）、ゴム長靴を技能実習開始時に支給する。
3. 組合費
技能実習生の組合費は月額1人〇〇〇〇円とし、1ヶ月未満の乗船日数についてはすべて1ヶ月とみなすものとする。

以上

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇漁業協同組合
組合長〇〇〇〇 印

全日本海員組合
組合長〇〇〇〇 代理
〇〇支部長〇〇〇〇 印

漁業技能実習制度協議会 会則

平成 8 年 8 月

平成 13 年 6 月改正

平成 23 年 3 月改正

1. 目的

一般社団法人大日本水産会と全日本海員組合は、平成 8 年 3 月 22 日付け水産庁漁政部企画課長通達「外国人漁業研修（ODA を除く）及び技能実習制度の適切な運用について」指導主旨の徹底と、外国人の漁業技能実習制度が円滑かつ適正に運用されるよう、従前の組織の名称変更を行った上で、継続して実施するものとする。

2. 構成

協議会の構成は、現在、外国人技能実習生を受入れている漁協（監理団体）が所属する中央漁業団体、及びこれに準ずる団体（近い将来受入れの可能性のある業種別団体等）、全日本海員組合からそれぞれ推薦された者、公益財団法人国際研修協力機構の担当者及び行政機関の担当者（農林水産省経営局就農・女性課、水産庁企画課、国土交通省海事局船員政策課）を構成員とするほか、必要に応じオブザーバーの参画を得て構成する。

3. 運営

協議会は、構成員の互選により座長、座長補佐を選出して運営に当たる。

また、構成員の代理出席を認め、協議会の決定事項に関しては、滞りなく傘下関係者等に周知と指導の徹底を期するものとする。

なお、協議会は 6 ヶ月毎に定例会の開催を原則とするが、必要に応じて開催することができるものとする。

4. 協議事項

漁業分野における技能実習の新規受入れ及び実態把握に係る事項

漁業分野における技能実習制度の円滑化と適正化に係る事項

技能実習制度の運用改善に関する事項

技能実習等関係法令の周知徹底に関する事項

5. 事務局等

協議会の事務局は、大日本水産会事業部がこれにあたり、協議会に必要な経費は原則として構成団体において適切な配分のもとに負担するものとする。

なお、協議会の運営に関し上記以外の事項については、その都度協議会において協議決定するものとする。